

第2次御所市
人権施策に関する基本計画
【案】



御 所 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 人権をめぐる社会的な動向	4
1 人権をめぐる社会的な動向	4
2 人権をめぐる国内の社会経済情勢の変化	11
3 本市における人権意識の変化(市民意識調査の結果より)	13
第3章 基本理念と基本的な方向性	19
1 基本理念	19
2 人権教育・啓発の基本的在り方	21
3 人権施策の体系	23
第4章 人権施策の推進にかかわって	24
1 人権教育・啓発の推進	24
2 人権相談・支援の推進	29
第5章 分野別人権課題に対する取組	32
1 インターネット上の人権侵害(課題横断的な人権課題に対する取組)	32
2 部落問題	35
3 女性	39
4 こども	42
5 高齢者	47
6 障がい者	50
7 外国人	54
8 本邦外出身者に対する不当な差別的言動	57
9 性的マイノリティの人々	60
10 その他の人権問題	63
第6章 計画の推進	65
1 推進体制	65
2 国、奈良県及び県内市町村等との連携・協力	65
3 成果指標	66

資料編.....	69
1 世界人権宣言	69
2 日本国憲法(抄)	72
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	74
4 御所市人権擁護に関する条例.....	75
5 御所市人権問題啓発活動推進本部設置規程	76
6 御所市人権施策協議会条例.....	77
7 御所市人権施策協議会 委員名簿	78



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人権は、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない永久の権利です。

「日本国憲法」において、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であり(第 11 条)、すべて国民は、個人として尊重され(第 13 条)、すべて国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分または門地により差別されない(第 14 条)と規定されています。

御所市(以下「本市」という。)では、「日本国憲法」の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、人権意識の高揚を図り、人権が尊重される明るい和のあるまちづくりの実現をめざして、1998(平成 10)年に「御所市人権擁護に関する条例」を制定しました。2000(平成 12)年には「『人権教育のための国連 10 年』御所市行動計画」を、2016(平成 28)年には、「御所市人権施策に関する基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を策定し、こどもから高齢者にいたるまですべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く共生社会の創造をめざして、人権に関する施策を進めてきました。

しかしながら、未だ部落差別をはじめ、女性やこども、高齢者への人権侵害は後を絶たず、障がいのある人や外国人、性的マイノリティの人々等に対する不当な差別や偏見、本邦外出身者に対する不当な差別的言動といった多様な人権問題が依然として存在しています。

また、近年においては、さまざまな人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しており、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、基本的人権の根幹を揺るがすおそれが生じることにもなりかねません。

この度、第1次基本計画の計画期間が最終年度を迎えたことから、人権をめぐる社会的な動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権に関する施策のさらなる推進を図るため、「第2次御所市人権施策に関する基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

第2次基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び「御所市人権擁護に関する条例」第2条の規定により、本市の責務として、人権施策に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」や、奈良県の「奈良県人権施策に関する基本計画」の内容を踏まえるとともに、「御所市第6次総合計画」やその他の関連計画との整合を図るものとします。

■第2次基本計画と関連する主な本市の計画等

計画等の名称	所管課
御所市総合計画	企画政策課
御所市教育大綱	教育委員会
御所市男女共同参画基本計画	人権施策課
御所市地域福祉計画	福祉課
御所市子ども・子育て支援事業計画	子育て推進課
御所市健康増進計画及び食育推進計画	健康推進課
御所市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	介護保険課
御所市障害福祉計画及び御所市障害児福祉計画	福祉課
御所市障害者福祉長期計画	福祉課
御所市自殺対策計画	健康推進課
御所市地域防災計画	危機管理課

3 計画の期間

第2次基本計画の期間は、2026(令和8)年度から 2035(令和 17)年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

(1)市民意識調査の実施

第2次基本計画の策定にあたっての基礎資料とするため、2024(令和6)年1月 15 日から同年2月6日までを調査期間として、「御所市人権問題に関する市民意識調査」を実施し、市民の人権に関する意識の変化や動向を把握しました。

■調査の概要

調査対象者	調査方法	配布数	有効 配布数	有効 回答数	回収率
市内在住の満 18 歳以上の 市民 1,000 人を住民基本 台帳から無作為抽出	郵送調査方式 (郵送にて対象者に 調査票を配布し、郵 送とWEB回答フォ ームのどちらかを選 択して回収)	1,000 件	993 件	422 件 (72 件)	42.5%

※ ()内の数値はWEB回答フォームによる回答数

(2)御所市人権施策協議会の開催

第2次基本計画の策定にあたっては、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、学識経験者、人権問題に関し識見を有する人、自治会役員等の地域住民代表者等で構成される「御所市人権施策協議会」において審議を行いました。

(3)パブリックコメントの実施

第2次基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて広く市民の意見を集め、第2次基本計画への反映に努めました。



第2章

人権をめぐる社会的な動向

1 人権をめぐる社会的な動向

(1) 国際的な動向

20 世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、1948(昭和 23)年 12 月 10 日、国際連合(以下「国連」という。)第3回総会(パリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、国連はその後「国際人権規約」(1966[昭和 41]年)をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)(1965[昭和 40]年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)(1979[昭和 54]年)、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)(1989[平成元]年)、「障がい者の権利に関する条約」(障がい者権利条約)(2006[平成 18]年)などの人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」(1968[昭和 43]年)、「国際女性(婦人)年」(1975[昭和 50]年)や「国際障がい者年」(1981[昭和 56]年)、「国際識字年」(1990[平成2]年)等の国際年を定めて重要な人権課題についての集中的な取組を展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

こうした中、国連は、2015(平成 27)年に「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、貧困の解消やジェンダー平等の実現、不平等の是正等の目標が掲げられました。

また、人権教育については、1994(平成6)年の国連総会において、1995(平成7)年から 2004(平成 16)年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と定め、これを具体的に実施するための行動計画が示されたことにより、各国では国内行動計画の策定や人権教育のための国内委員会の設立等、人権教育の推進に向けた取組が進められました。最終年となる 2004(平成 16)年には、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」を開始する宣言を採択し、終了期限を設けず5年ごとの行動計画が策定されました。

第1フェーズ(2005[平成 17]年～2009[平成 21]年)では初等教育及び中等教育における人権教育、第2フェーズ(2010[平成 22]年～2014[平成 26]年)では高等教育における人権教育、公務員などへの人権教育、第3フェーズ(2015[平成 27]年～2019[平成 31]年)では第1、第2フェーズの重要な行動計画の取組の強化及びメディア専門家・ジャーナリストへの人権研修の促進、第4フェーズ(2020[令和2]年～2024[令和6]年)では人権教育を通じた青少年の強化が示されました。

2024(令和6)年には、第5フェーズとして、第4フェーズの重点領域の「若者」にこどもを含むよう拡大し、特にデジタル技術、環境や気候変動とジェンダー平等に焦点をあてること、また、第5フェーズを「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と連携させることが決議されました。

■国際人権諸条約一覧

条約名	採択年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949(昭和 24)年	1958(昭和 33)年
難民の地位に関する条約(難民条約)	1951(昭和 26)年	1981(昭和 56)年
婦人の参政権に関する条約	1953(昭和 28)年	1955(昭和 30)年
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)	1965(昭和 40)年	1995(平成7)年
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約) (社会権規約)	1966(昭和 41)年	1979(昭和 54)年
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約) (自由権規約)	1966(昭和 41)年	1979(昭和 54)年
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女性差別撤廃条約)	1979(昭和 54)年	1985(昭和 60)年
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける 取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)	1984(昭和 59)年	1999(平成 11)年
児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)	1989(平成元)年	1994(平成6)年
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (強制失踪条約)	2006(平成 18)年	2009(平成 21)年
障がい者の権利に関する条約(障がい者権利条約)	2006(平成 18)年	2014(平成 26)年

(2)国内の動向

国では、すべての国民に基本的人権の尊重を保障する「日本国憲法」のもと、人権に関する諸制度の整備や諸条約への加入など、さまざまな施策が講じられ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取組が進められてきました。

人権問題・人権教育への取組としては、1996(平成8)年12月に5年間の時限立法として、人権擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定され、1997(平成9)年7月には『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定されました。さらに、2000(平成12)年12月には、国と地方公共団体が人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務として位置づけた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002(平成14)年3月には、同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」(2011[平成23]年4月一部変更)が策定されました。2025(令和7)年6月には、同計画策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策のさらなる推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されました。

第1次基本計画策定後の分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められています。2016(平成28)年には、差別解消を目的とする「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障がい者差別解消法)(2021[令和3]年改正)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)の、いわゆる人権3法が施行されました。その他、主なものとして、「再犯の防止等の推進に関する法律」(2016[平成28]年12月)、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(2019[令和元]年5月)、「こども基本法」(2023[令和5]年4月)、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(2023[令和5]年6月)、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024[令和6]年4月)等が施行されました。

■主な人権関係法

分 野	名 称	制定年※
人権全般	人権擁護委員法	1949(昭和 24)年
	社会福祉法	1951(昭和 26)年
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (人権教育・啓発推進法)	2000(平成 12)年
インターネット	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法)	2001(平成 13)年
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ被害防止法)	2014(平成 26)年
部落問題	部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	2016(平成 28)年
女性	売春防止法	1956(昭和 31)年
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	1972(昭和 47)年
	男女共同参画社会基本法	1999(平成 11)年
	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	2000(平成 12)年
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	2001(平成 13)年
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	2015(平成 27)年
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (女性支援新法)	2022(令和4)年
こども	児童福祉法	1947(昭和 22)年
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子及び寡婦福祉法)	1964(昭和 39)年
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春禁止法)	1999(平成 11)年
	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	2000(平成 12)年
	子ども・若者育成支援推進法	2009(平成 21)年
	子ども・子育て支援法	2012(平成 24)年
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	2013(平成 25)年
	いじめ防止対策推進法	2013(平成 25)年
	こども基本法	2022(令和4)年

※ 過去に名称変更を伴う改正を経ている法律については、現在の法律の名称を記載し、元の法律が制定された年を制定年としています(以下同じ)。

※ 2019 年1月1日から 4 月 30 日までの日付を表記する場合は、「平成」の元号を用い、2019 年 5 月 1 日以降の日付を表記する場合は、「令和」の元号を使用しています(以下同じ)。

分 野	名 称(略 称)	制定年※
高齢者	老人福祉法	1963(昭和 38)年
	高齢社会対策基本法	1995(平成 7)年
	介護保険法	1997(平成 9)年
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001(平成 13)年
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	2005(平成 17)年
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	2006(平成 18)年
	成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)	2016(平成 28)年
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)	2018(平成 30)年
	共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)	2023(令和 5)年
障がい者	身体障害者福祉法	1949(昭和 24)年
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)	1950(昭和 25)年
	知的障害者福祉法	1960(昭和 35)年
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	1960(昭和 35)年
	障害者基本法	1970(昭和 45)年
	身体障害者補助犬法	2002(平成 14)年
	発達障害者支援法	2004(平成 16)年
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	2005(平成 17)年
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	2011(平成 23)年
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	2013(平成 25)年
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	2019(平成 31)年
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	2022(令和 4)年
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律	2024(令和 6)年
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ハイトスピーチ解消法)	2016(平成 28)年
性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)	2003(平成 15)年
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	2023(令和 5)年
災害	災害対策基本法	1961(昭和 36)年
	被災者生活再建支援法	1998(平成 10)年
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)	2012(平成 24)年

分 野	名 称	制定年※
犯罪被害者等	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	1980(昭和 55)年
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)	2000(平成 12)年
	犯罪被害者等基本法	2004(平成 16)年
感染症・疾病	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1998(平成 10)年
	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	2001(平成 13)年
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)	2008(平成 20)年
	新型インフルエンザ等対策特別措置法	2012(平成 24)年
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	2019(令和元)年
アイヌの人々	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	1997(平成9)年
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	2019(平成 31)年
刑を終えて出所した人及びその家族	再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)	2016(平成 28)年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)	2002(平成 14)年
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)	2006(平成 18)年
生活困窮にある人	生活保護法	1950(昭和 25)年
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)	2002(平成 14)年
	生活困窮者自立支援法	2013(平成 25)年
個人情報保護	個人情報の保護に関する法律	2003(平成 15)年
人身取引	人身保護法	1948(昭和 23)年
ゲノム情報(遺伝情報)	良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律(ゲノム医療推進法)	2023(令和5)年
自死・自死遺族	自殺対策基本法	2006(平成 18)年

(3)奈良県の動向

奈良県では、県内各市町村にある人権問題啓発活動推進本部の役割を一層推進し、実効あるものにしていくために、1988(昭和 63)年に県内 39 市町村(結成当時は 47 市町村)の結集体として「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」(啓発連協)が結成され、差別をなくす、人権を大切にする、「人権のまちづくり」実現に向け、さまざまな人権問題に対する啓発を推進しています。

1997(平成9)年には、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が施行されました。1998(平成 10)年には、県の人権教育・啓発の指針となる『「人権教育のための国連 10 年」奈良県行動計画」が策定され、2004(平成 16)年には、「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、2020(令和2)年には同計画の改定が行われました。

また、2008(平成 20)年には、「人権教育の推進についての基本方針」が策定されたほか、2016(平成 28)年には、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」と「奈良県犯罪被害者等支援条例」が、2019(平成 31)年には、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が、2020(令和2)年には、「奈良県更生支援の推進に関する条例」が施行されました。

(4)本市の取組

本市においては、1998(平成 10)年に「御所市人権擁護に関する条例」を制定し、さらに 2000(平成 12)年には『「人権教育のための国連 10 年」御所市行動計画」を策定し、市政運営の主な柱として「人権を大切にする施策の推進」を位置づけ、全庁的に人権尊重を基本とするあらゆる施策の推進に取り組んできました。また、2016(平成 28)年には、第1次基本計画を策定し、「あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちづくり」の実現に向けた取組を進めてきました。2022(令和4)年には、社会情勢の変化や新たな人権課題等に対応するため、第1次基本計画の中間見直しを行いました。

2019(令和元)年 12 月には、市民一人ひとりが手話への理解を深め、手話を用いることで人と人をつなぎ、安心して暮らせる共生社会を実現するため、「御所市手話に関する条例」を制定しました。

2021(令和3)年4月には、犯罪被害にあわれた方々の早期回復や負担軽減を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らし続けられる地域社会を築き、再び平穏な生活を営むことができるよう、「御所市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

2 人権をめぐる国内の社会経済情勢の変化

(1)国際化

国では、めざすべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題と具体的施策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を 2022(令和4)年6月に策定し、めざすべきビジョンの一つとして、「外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を掲げ、各種取組を進めています。

国際化は、都市部だけではなく国内すべての地域で進んでおり、文化的背景の相違や無理解等による偏見や差別が依然として少なからず存在しています。「外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を実現するためには、すべての人が多様性を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めていく必要があります。

(2)「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

2011(平成 23)年、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。この指導原則は、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成され、企業も人権を尊重する責任があるとして、国際人権規約(A規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」・B規約「市民的及び政治的権利に関する国際規約」)及び国際労働機関(ILO)中核的労働基準に掲げられた権利を尊重することを求めるもので、国では、この指導原則が政策に反映され、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、2020(令和2)年に『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)』が策定されました。

また、経済協力開発機構(OECD)による「多国籍企業行動指針」の 2011(平成 23)年の改訂、国際労働機関(ILO)による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の 2017(平成 29)年の改定において、企業の人権尊重責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組をさらに促進することを目的として、2022(令和4)年9月、政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。同ガイドラインでは、企業は、人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス(企業が、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への負の影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する一連の流れ)の実施、自社が人権への負の影響を引き起こしている場合や助長している場合には救済が求められるとしています。

(3)情報化

近年、情報の拡散力が圧倒的に高いSNSが登場するとともに、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んでおり、誰もが情報を瞬時に発信することが可能となりました。このような情報化社会は、人々の生活を豊かにしている一方、ひとたびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、インターネット上に残存して削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。また、さまざまなマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっているため、若年層を含め、全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発は重要な課題となっています。

さらに、インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多く、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限らず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対して、自己の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的としているケースなど、その動機にはさまざまなものが存在するという特質があります。こうした状況を踏まえ、国においては、2025(令和7)年4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)が施行され、大手プラットフォーム事業者等に対し、差別事象等のインターネット上の違法・有害情報への削除要請対応の迅速化と運用状況の透明化が義務づけられました。

今後は、被害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知を継続しつつ、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発にも重点を置く必要があります。

(4)少子高齢化

日本では、出生率の低下による若年齢者の減少と平均寿命の向上で、人口に占める高齢者の割合が増加する少子高齢化が進行しており、「人生 100 年時代」といわれる現代において、少子高齢化への対応は喫緊の課題となっています。

身体的・経済的虐待等の人権侵害の被害から高齢者を守る取組を継続して実施していく必要があります。さらに、年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備や、学習や社会参加の促進など、高齢者が年齢にかかわらずいきいきとした人生を送ることができるよう支援を継続していく必要があります。

(5)いわゆる「複合差別」の観点

人権問題は単独に存在するだけではなく、複数の人権問題が重なり合う場合も多くあり、複数の属性が重複することに起因して、複合的または加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題があります。

特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けたり、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されています。

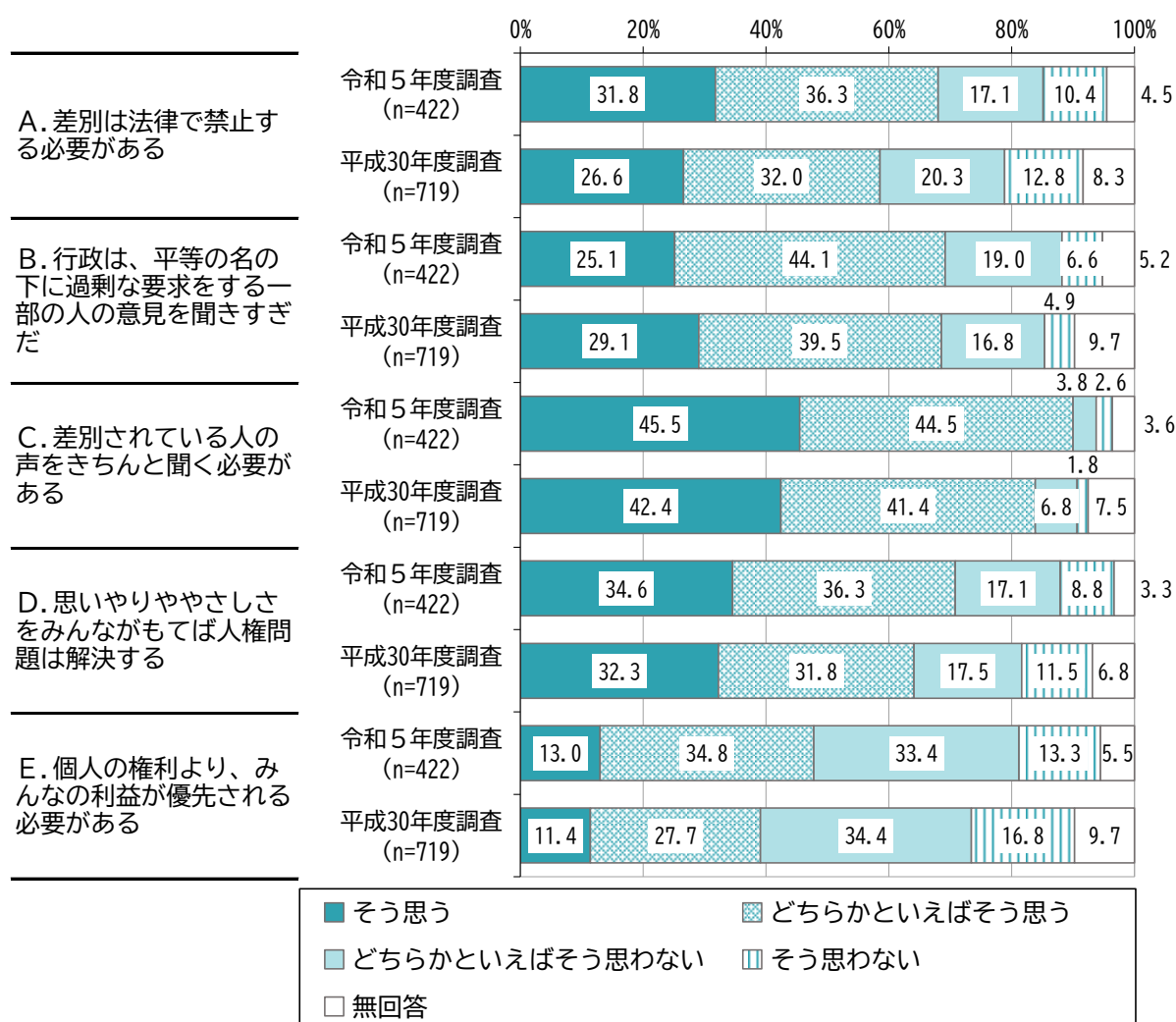
3 本市における人権意識の変化(市民意識調査の結果より)

(1)「人権・差別をめぐる意見」についての考え方

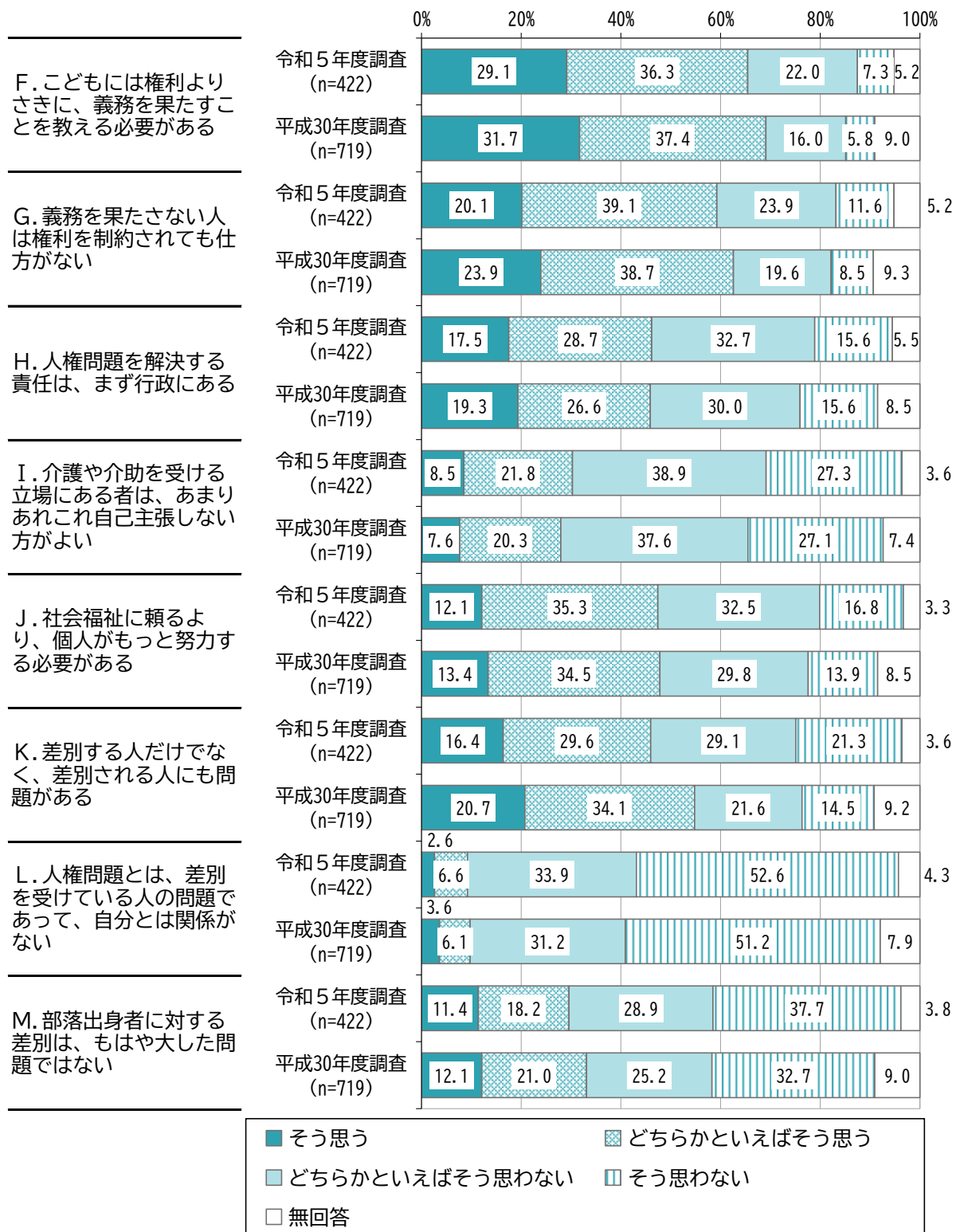
「人権・差別をめぐる意見」についての考え方について、『肯定派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)については、「C.差別されている人の声をきちんと聞く必要がある」が 90.0%で最も高くなっており、次いで「D.思いやりやさしさをみんながもてば人権問題は解決する」(70.9%)、「B.行政は、平等の名の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ」(69.2%)の割合が高くなっていました。また、「E.個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある」では『肯定派』が 47.8%で、2018(平成 30)年度調査(39.1%)より 8.7 ポイント増加していました。

一方、『否定派』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)については、「L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」が 86.5%で最も高くなっており、次いで「M.部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない」(66.6%)、「I.介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しない方がよい」(66.2%)の割合が高くなっていました。

■「人権・差別をめぐる意見」についての考え方①(単数回答)

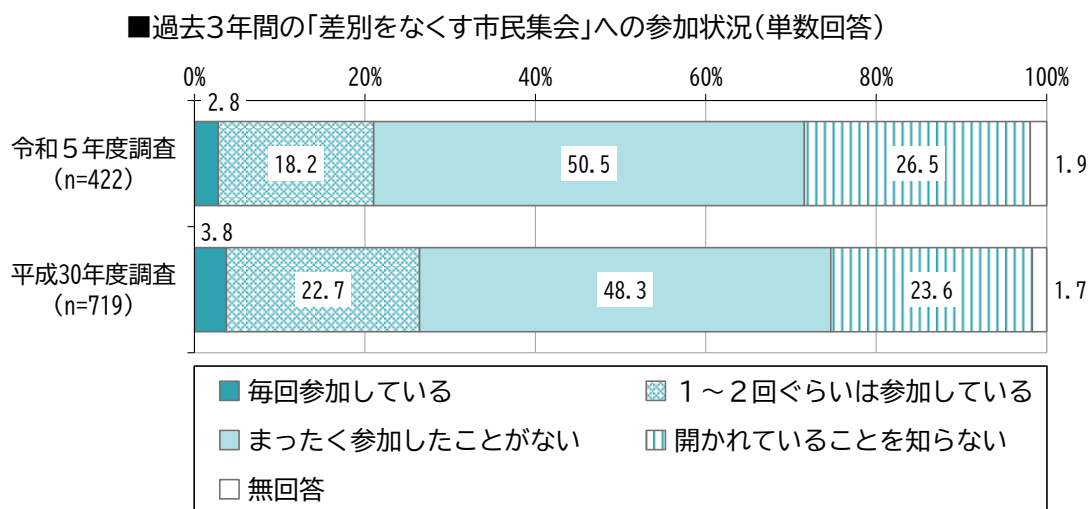


■「人権・差別をめぐる意見」についての考え方②(単数回答)



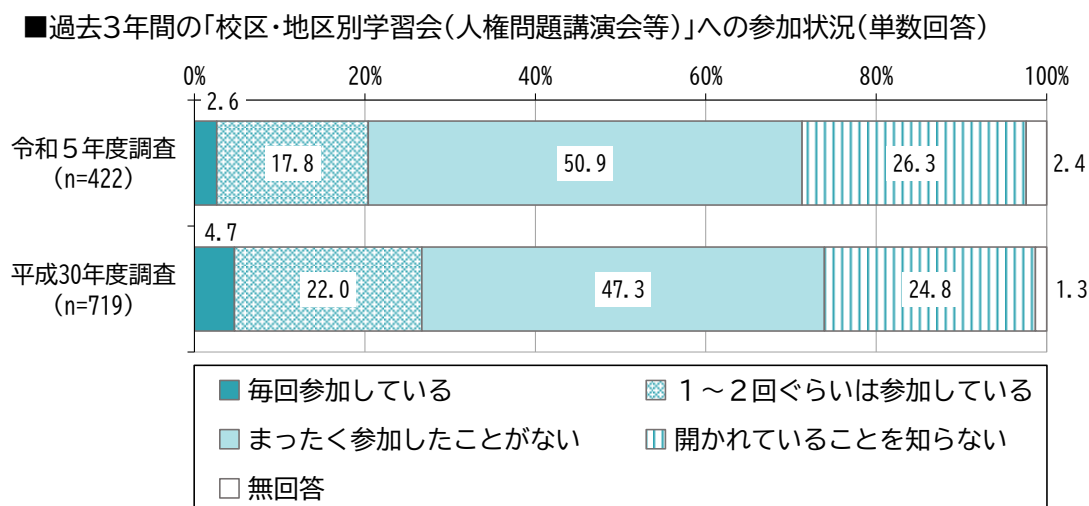
(2)「差別をなくす市民集会」への参加状況

過去3年間の本市主催の「差別をなくす市民集会」への参加状況について、『参加した』（「毎回参加している」と「1～2回ぐらいは参加している」の合計）は 21.0%で、2018（平成 30）年度調査（26.5%）より 5.5 ポイント減少していました。



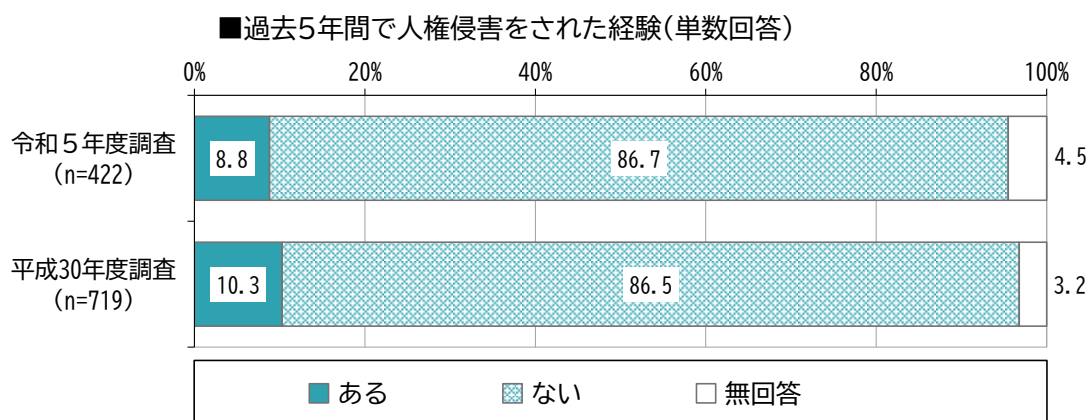
(3)「校区・地区別学習会(人権問題講演会等)」への参加状況

過去3年間の人権教育推進協議会主催の「校区・地区別学習会(人権問題講演会等)」への参加状況について、『参加した』（「毎回参加している」と「1～2回ぐらいは参加している」の合計）は 20.4%で、2018（平成 30）年度調査（26.7%）より 6.3 ポイント減少していました。



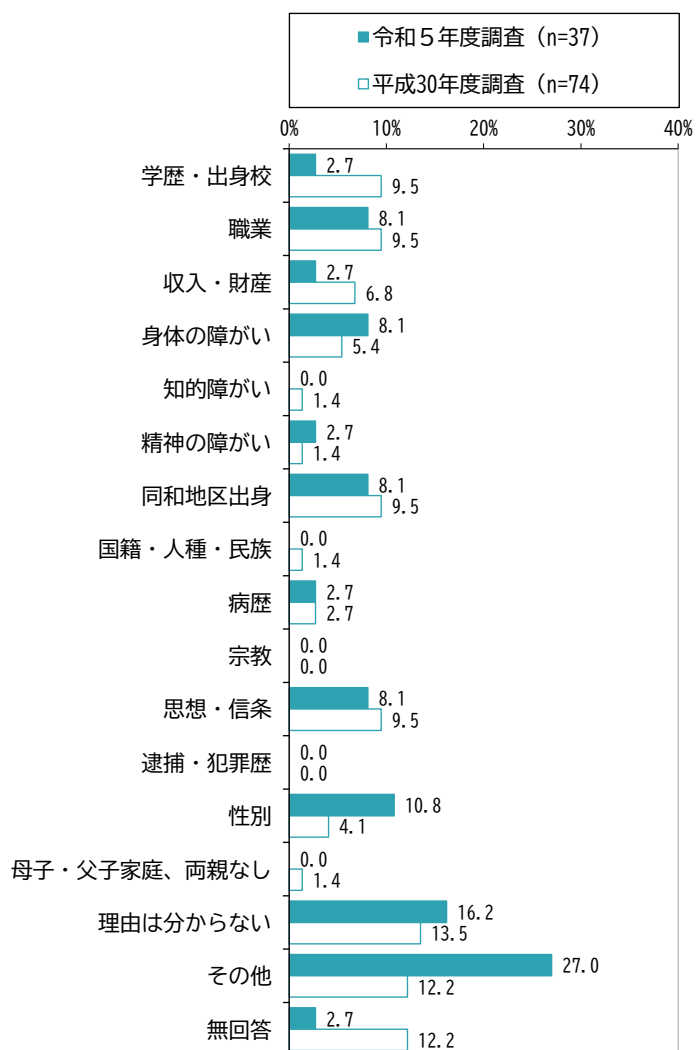
(4)人権侵害をされた経験

過去5年間で人権侵害をされた経験については、「ある」が8.8%となっていました。



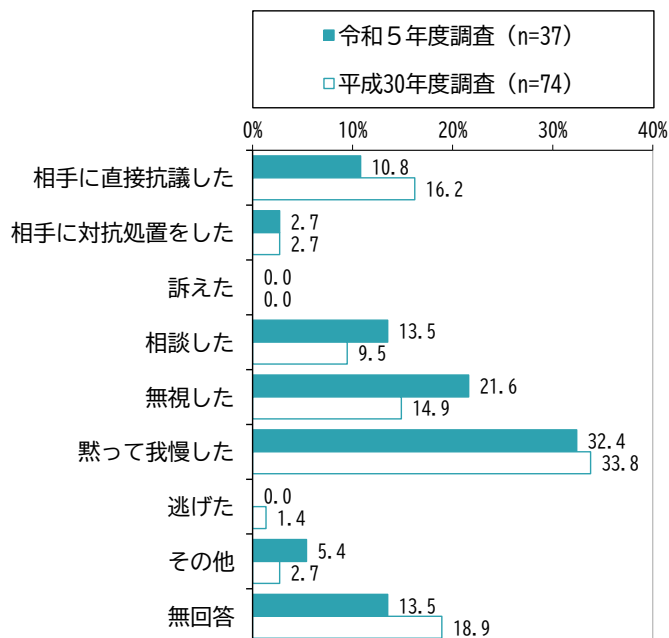
過去5年間で人権侵害をされた経験がある人の、その理由については、「その他」が27.0%で最も高くなっていました。

■人権侵害の理由(最も印象に残っている経験1つ)(単数回答)



過去5年間で人権侵害をされた経験がある人の、その人権侵害への対応については、「黙って我慢した」が 32.4%と最も高く、次いで「無視した」が 21.6%となっており、「相談した」は 13.5%となっています。

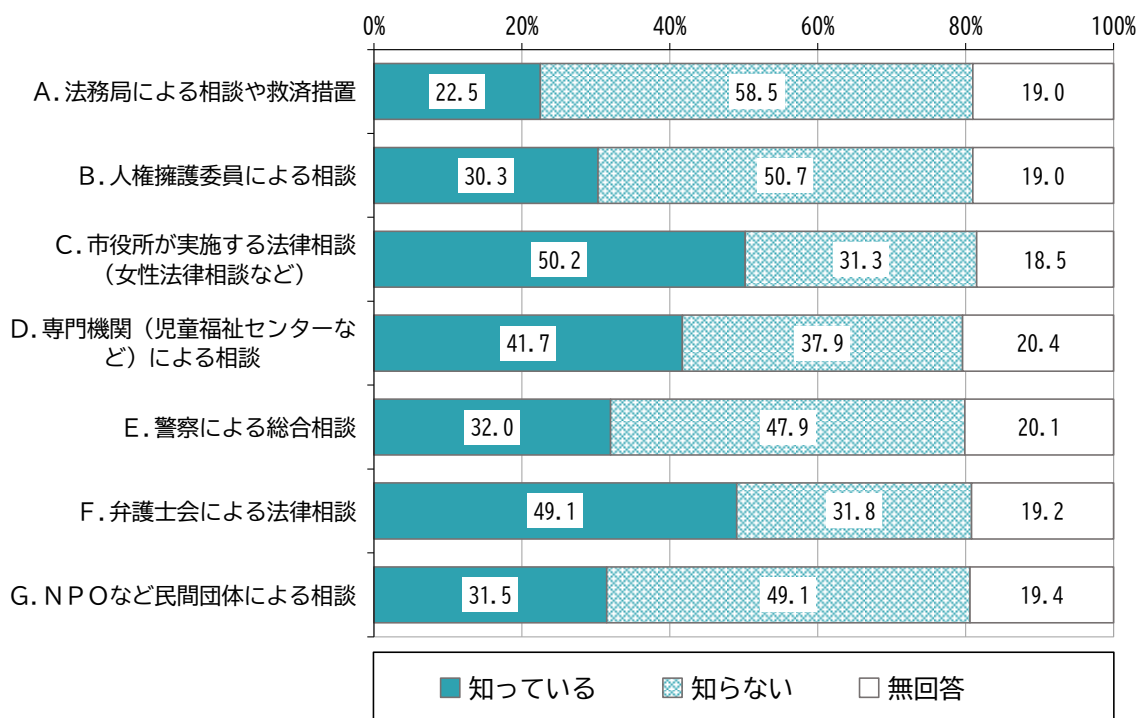
■人権侵害への対応(複数回答)



(5)人権を守るための制度等の認知度

人権を守るための制度等の認知度について、「知っている」では、「C.市役所が実施する法律相談(女性法律相談など)」が 50.2%で最も高くなっていました。

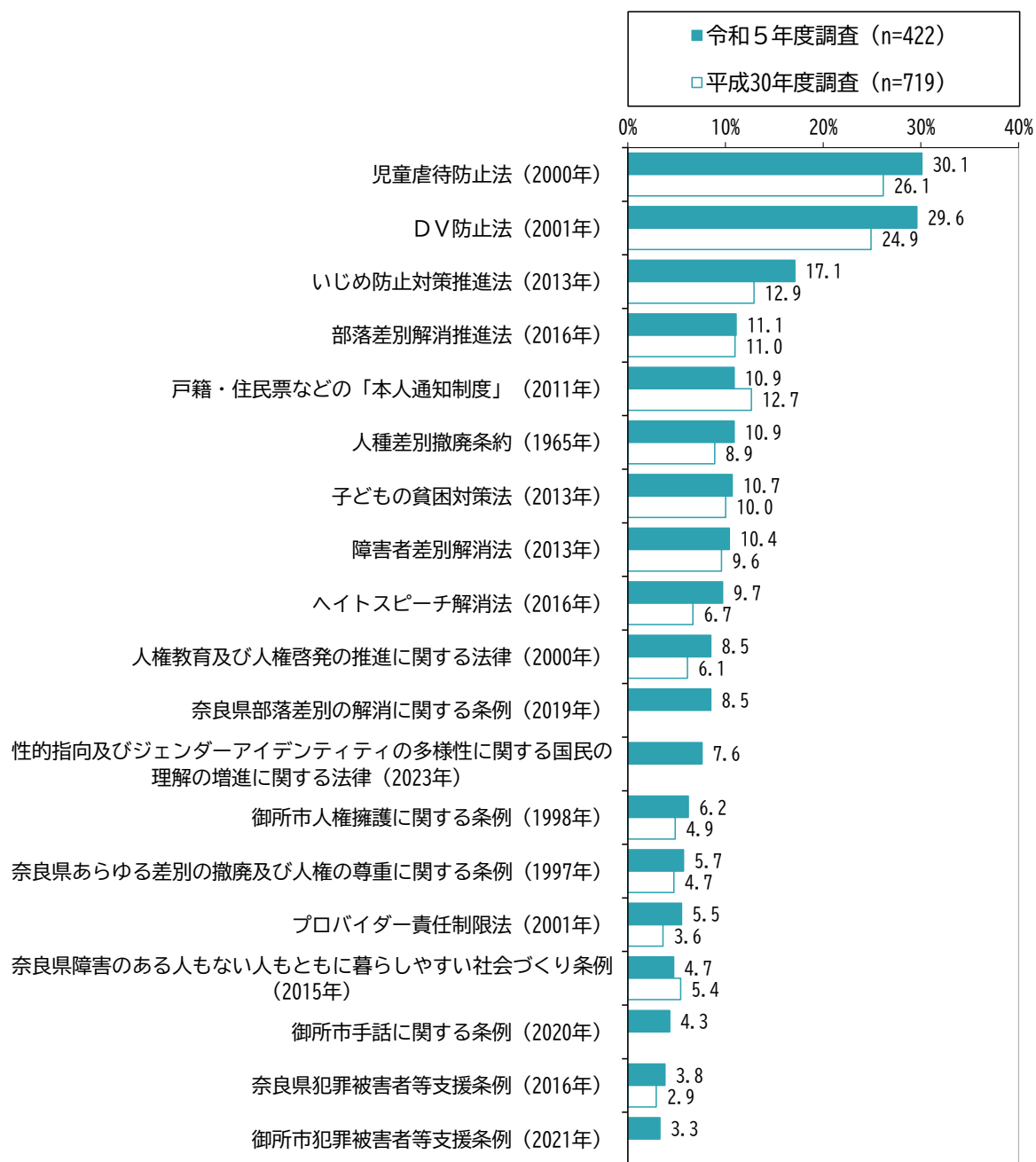
■人権を守るための制度等の認知度(単数回答)



(6)人権に関する法律や条例の認知度

人権に関する法律や条例の認知度については、「児童虐待防止法」が 30.1%で最も高くなっていました。

■人権に関する法律や条例の認知度(「内容も知っている」の割合)



※「奈良県部落差別の解消に関する条例」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、「御所市手話に関する条例」、「御所市犯罪被害者等支援条例」は 2023(令和5)年度調査からの設問

第3章

基本理念と基本的な方向性

1 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

また、すべての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、いきいきとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、すべての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するにあたっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められます。

第2次基本計画では、第1次基本計画に引き続き、こどもから高齢者にいたるまですべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く共生社会の創造をめざした「あらゆる差別をなくし、笑顔あふれる明るく住みよい人権のまち」の実現を目指すことを基本理念とします。

基本理念

あらゆる差別をなくし、

笑顔あふれる明るく

住みよい人権のまち

この基本理念の実現をめざして取り組むことが人権行政の推進を具体化することであり、また、次のような視点に配慮することが重要です。

(1) 自尊感情の確立ができる社会づくり

一人ひとりが自分の個性や可能性を大切にし、自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会が保障されなければなりません。

(2) ちがいを豊かさとして認め合う共生の社会づくり

社会には、個性や価値観、民族や国籍などの多様性を認めず、同質化を求めたり、同質なもののなかに違いをつくり出して排除する考え方があり、それが特定の人々に対する偏見や差別を生んでいる場合も少なくありません。

すべての人が幸せに生きるために、互いの個性や特性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合う共生の社会づくりが重要です。

(3) 自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくり

人間は個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。生きる喜びや幸せも、支え合い、共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、誰もが身近な関係にとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して、社会とのつながりを強化していく取組が求められます。

さまざまな人間と出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

(1)実施主体間の連携と市民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発に関わる活動は、本市や企業を含めた民間団体等、さまざまな実施主体によって行われていますが、現在、人権問題がさらに複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要です。

また、市民に対する人権教育・啓発は、市民の一人ひとりの生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられることから、人権教育・啓発の各実施主体が相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努める必要があります。

(2)発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、こどもから高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえて実施する必要があります。

特に、人権教育・啓発を通じ、人権の意義や重要性を正しく理解するとともに、それらを直感的に捉える人権感覚を育み、さまざまな人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、市民一人ひとりの日常生活における行動変容につなげることが極めて重要です。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験を具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要があります。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきであり、また、こどもを対象とする人権教育・啓発活動の実施にあたっては、こどもが発達途上であることに十分留意した上でこどもの資質や特性に合わせた内容及び手法を選択する必要があります。

(3)市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要があります。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが市民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における市民の理解を得ることはできません。市民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、市民から、幅広く理解と共感を得られるものである必要があります。人権を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる人に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えません。

もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者(マジョリティ)」の理解が得られなければ「少数者(マイノリティ)」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないよう、十分留意する必要があります。

このような点を踏まえると、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められます。

3 人権施策の体系

基本理念	あらゆる差別をなくし、 笑顔あふれる明るく 住みよい人権のまち		
配慮する 視点	(1) 自尊感情の確立ができる社会づくり (2) ちがいを豊かさとして認め合う共生の社会づくり (3) 自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくり		
人権教育・啓発の 基本的在り方	実施主体間の 連携と 市民に対する 多様な機会の提供	発達段階等を 踏まえた 効果的な方法	市民の自主性の 尊重と教育・啓発 における 中立性の確保
分野別人権課題に対する取組（第5章）	インターネット上の人権侵害	部落問題	
		女性	
		こども	
		高齢者	
		障がい者	
		外国人	
		本邦外出身者に対する不当な差別的言動	
		性的マイノリティの人々	
		その他の人権問題	
	人権教育・啓発の推進 （第4章）		人権相談・支援の推進 （第4章）



第4章

人権施策の推進にかかわって

1 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施する必要があります。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指す教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、こどもから高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、市民が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にいかしていくことをめざします。

① 家庭における人権教育

これまでの本市の取組と課題

- 御所市PTA連絡協議会により、市内公立小・中学校の保護者を対象とした講演会を実施しました。
- PTA人権問題委員会が人権研修に参加し、その内容をPTAの広報誌を通じて情報発信を行いました。
- 講演会や研修会の一部の保護者に偏りがちであるため、支援が本当に必要な家庭へのアプローチ不足が課題となっています。
- 今後、地域住民も含めた多様な担い手を巻き込むこととともに、オンライン活用など柔軟な学びの機会を増やす必要があります。

今後の方向性及び取組

すべての教育の出発点である家庭における人権教育の充実を図ります。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもってこどもに示していくことが重要であることから、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実とともに、情報の提供を図り、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備等を図ります。

② 地域における人権教育

これまでの本市の取組と課題

- 各校区地区別学習会(懇談会)に対して、講師謝金の補助や、講師団講師の派遣を行うとともに、本市の広報誌でも開催の案内を掲載しており、地域社会での意見交換ができる貴重な機会の創出に努めていますが、年々参加者数が減少し、固定化していることから、広報の仕方を工夫する等、周知方法を検討する必要があります。
- 御所市人権教育推進協議会及び市内人権団体が進めている人権尊重のまちづくりについての活動は、本市の人権施策にとって重要な活動であることから、各種団体への支援を行うことで、市民の学習機会の創出に努めています。
- 市内事業所が中心となって人権教育及び啓発を行う団体である御所市企業人権教育推進協議会は現在休会しており、主体的に人権課題に取り組むことが、各企業に委ねられている状況です。そんな中、国や奈良県の法令が新しく施行または改正により、企業内の人権課題へのアプローチが必要となる場合は情報提供を行っています。また、個別に人権教育推進の支援を求められた場合であっても、対応できるよう情報収集や市役所内での連携を図っています。

今後の方向性及び取組

「校区・地区別学習会(人権問題講演会等)」を中心として、人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、参加者数や参加者層の拡大に向け、広報活動の充実や、手法を凝らした内容やテーマなどを工夫します。

また、人権教育推進協議会及び社会教育関係団体の活動が、充実し豊かなくらしの支えとなるよう、参加者の人権に対する理解と認識を深め、日常の行動へとつなぐための人権教育研修会の実施に向けた支援を行います。

さらに、企業及び団体において、人権に関する研修が効果的に行われるよう、関連するさまざまな資料や情報の提供、講師派遣等を行い、人権教育推進の支援に努めます。

③ 学校・就学前教育における人権教育

これまでの本市の取組と課題

- スクールカウンセラーを 2025(令和7)年度から全小学校に配置することができました。
- 虐待については学校と連携を強化し、必ず毎朝観察してもらっています。また、ヤングケアラーについては、奈良県内で初めて小・中学生全員にアンケート調査を実施し、ヤングケアラーの可能性のあるすべてのこどもと面接を行い、学校及び子育て推進課と連携を図りながら、対応を行っています。
- 保育指針に基づき、こどもの最善の利益を尊重するとともに、2022(令和4)年5月に奈良県より発出された「人権に係る保育マニュアル(第三版)」を活用し、保育を実施しています。
- 近年、不適切保育が問題視されており、不適切保育の未然防止に取り組むための組織的な体制づくりに努めるとともに、こどものプライバシーに配慮した環境の整備を喫緊の課題として取り組む必要があります。

今後の方向性及び取組

小・中学校においては、御所市教育委員会の学校教育指導方針に基づき、生命・人権尊重の精神に徹した平和で民主的な社会の形成者として、心身ともにたくましく、豊かな人間性と創造性をそなえたこどもの育成をめざします。とりわけ、人権教育の充実に努め、こどもたちが自尊感情を醸成し、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を養うとともに、自分の可能性を最大限に発揮できるよう、奈良県の「人権教育の推進についての基本方針」及び「人権教育推進プラン」に基づいた人権教育を推進します。

幼稚園・保育所等については、保育指針に基づき、こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重した保育を推進します。

また、教職員等を対象に、その資質及び人権意識の高揚を図るため、研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導体制の充実に図ります。

(2)人権啓発

人権啓発は、その内容はもとよりその実施の方法においても、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが重要であり、人権一般に関わる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせません。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろん、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするため、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」等について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることをめざします。

① 啓発活動の充実

これまでの本市の取組と課題

- 多様化する人権課題において、法令・支援情報を本市ホームページや広報誌へ随時掲載を行っていますが、分野が多岐にわたっていることから、周知徹底が依然として課題となっています。また、広報車等での啓発活動も毎月 11 日や人権の週間で行っていますが、日中に在宅されている方が少なく、周知方法についても課題となっています。
- 人権施策課が主催する年4つの大きな集会を始め、御所市人権教育推進協議会や各校区人権教育推進協議会で人権学習の機会を創出しています。テーマも多種多様なテーマとし、多様化する人権課題への幅広い学習を行っています。また公民館や各種団体が実施している人権学習の候補地や講師の紹介を行っており、人権尊重のまちづくりに向けて取組を進めています。

今後の方向性及び取組

人権問題に関する情報提供等を、本市ホームページ、広報紙、啓発用のぼり旗、広報車等による啓発活動の充実を図ります。また、市民が主体的・能動的に参加できるような参加型・体験型の啓発手法について検討し、推進します。

内容に関しては、「日本国憲法」をはじめとする人権に関わる国内法令や人権諸条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を引き続き推進するとともに、すべての人々が権利の享有主体であることを認識することのできる人権啓発を実施し、多様性・包摂性が確保された社会の実現をめざします。また、対象者の発達段階・理解度に合わせた適切な人権啓発を行うことで、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深め、人権に関するさまざまな知識の習得や豊かな人権感覚の育成をめざします。

② さまざまな団体・機関等との連携

これまでの本市の取組と課題

- 各関係機関・団体と連携を密にし、社会的な動向をみつつ、市民がその時一番必要である人権課題を学べる場の情報提供ができるよう、情報共有や連携を強化しています。
- ふれあい人権セミナーもその学習機会の一つではありますが、参加者が固定化しており、学習機会の偏りが見られることから、開催方法や周知方法を検討する必要があります。

今後の方向性及び取組

時代の流れや社会情勢の変化等を踏まえて、人権啓発を効果的に推進するために、国、奈良県、関係機関・団体等との連携を図り、情報収集の充実や拡大に努めます。

また、さまざまな人権問題に関して専門的な知識や解決策の豊富な蓄積と実績がある機関・団体との連携強化を図ることにより、混迷するさまざまな課題に適切に対処できるよう取り組みます。

さらに、毎年6回実施している「ふれあい人権セミナー」においても、さまざまな人権問題についての正しい知識と認識を培い、差別をなくすための実践力を養ってもらうことを目的として積極的な参加を促します。

2 人権相談・支援の推進

人権相談は、すべての人の基本的人権を守り、幸せに生きる権利の保障をすることを目的としています。

市民が人権問題に直面した際、一人で悩んだり、苦しんだりしないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな人権相談の体制を充実するとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組の充実を図るなど、相談・支援に関する施策を推進します。

(1)相談窓口の整備

これまでの本市の取組と課題

- 相談者にとって、自身に関連している人権課題の相談先として、支援担当課がそれぞれ行うことにより、解決までの道筋がすぐに見つけることが出来ています。また、どこに相談していいかわからない場合は、本市の問い合わせメールを活用してもらい、匿名での相談も可能にしています。加えて、相談内容によって、包括的な支援が必要となる場合は、それぞれの担当課が連携をし、支援にあたっています。

今後の方向性及び取組

相談者にとって、相談窓口は「だれもが・いつでも・気軽に・安心して」利用できるというものであることが大切です。また、相談の形態については、電話・手紙・ファックス・面談・電子メールなど、さまざまな対応を可能とし、相談者にとっての利便性を高めるとともに、どのような形態の相談であっても相談者の個人情報には万全を期して保護します。

人権相談の中には、今日の社会矛盾が多く投影されていることから、人権相談を充実させることが、だれもが住みよい社会づくりを実現することにつながります。今後は、そうした人権相談の重要性を踏まえ、相談業務を円滑にかつ効果的に推進できるよう、相談窓口の整備を図ります。

(2) 充実した情報提供

これまでの本市の取組と課題

- 人権課題が多様化する中で、本市の相談体制や情報発信を日々推進しており、新たな人権課題が出た場合であっても、本市のホームページや広報誌、集会等でのチラシの配布など、啓発活動を継続しています。
- 解決手法や制度、専門機関等に関する情報提供はできたものの、専門相談員の確保は未だ出来ていない状況です。

今後の方向性及び取組

人権相談を充実させるため、さまざまな機会や広報を通じて、相談窓口やその活動についての情報を紹介し、市民の人権相談に対する認知度を高めるよう啓発します。

また、相談者のニーズに的確に応えられるよう、さまざまな人権問題とその解決手法や制度、専門機関等に関しての情報を提供するとともに、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

(3) 相談員等の資質の向上

これまでの本市の取組と課題

- 人権施策を効果的に進めるため、本市職員に対し「人権問題に関する職員意識調査」を実施し、職員の人権に関する意識の変化や動向を把握し、それに対応した研修会を実施しています。

今後の方向性及び取組

人権問題等に対して的確に対応できるよう、関係職員に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、資質の向上を図ります。

また、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

(4)関係機関・団体等との連携

これまでの本市の取組と課題

- それぞれの人権課題に対しては、相互のネットワーク化を図り、奈良県や関係機関との連携の強化を図っていますが、異なる部署の人権課題に対する支援の方法については、情報共有がなされておらず、相互の学習機関や情報共有が必要となっています。

今後の方向性及び取組

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を図り、相談内容に応じた的確な相談・支援を行うなど、相談機能の充実に努めるとともに、奈良県や関係機関との連携を強化します。



第5章

分野別人権課題に対する取組

1 インターネット上の人権侵害(課題横断的な人権課題に対する取組)

現状と課題

インターネットは、その普及とともにさまざまな分野にサービスが浸透し、生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在しています。

とりわけ、近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビなどのさまざまな機器を通じてインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線LANの利用環境も拡大するなど、誰でも時間や場所を問わず情報の発信・入手・拡散をすることが極めて容易となり、これまで以上に他者との活発な交流が可能となりました。

しかし、このようにインターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化しています。インターネット上の人権侵害自体は古くから存在しており、かつては電子掲示板における誹謗中傷等が主な問題でしたが、近年は、これに加えて情報の拡散力が圧倒的に高いSNS等の登場もあいまって、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など、人権に関わるさまざまな問題が急速に深刻化しています。

また、SNS等は、震災等の災害発生時においても有益な情報を発信・入手し得る有効なツールである反面、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは、人権侵害であるのみならず災害時の避難や災害後の復興の妨げにつながりかねない重大な問題です。

加えて、このようなインターネット上の人権侵害は、個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠です。

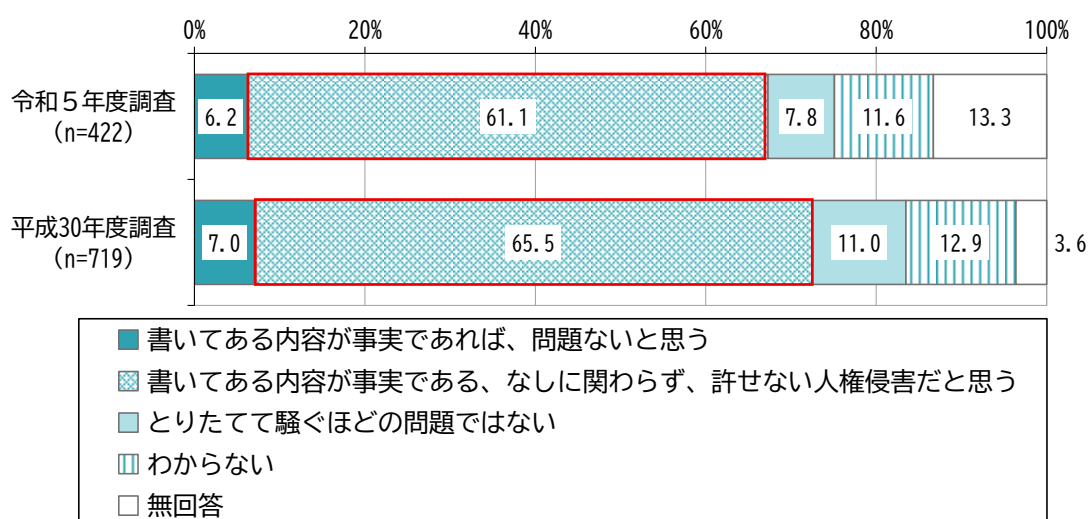
2025(令和7)年4月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、法律名が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)に変更されました。同法により、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模特定電気通信役務提供者(大規模プラットフォーム事業者)に対し、「対応の迅速化」と「運用状況の透明化」に関する措置が義務づけられました。

情報収集・発信に関する個人の責任や情報モラルについての知識及び意識の底上げを図るとともに、人権を侵害する情報の収集・発見及び削除に向けた関係機関との情報共有や連携した取組の充実が必要となっています。

市民意識調査結果より

インターネット上の個人名などを取り上げた差別的な書き込みや悪口などを暴露する書き込みについてどう思うかについて、「書いてある内容が事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」が61.1%で最も高くなっていましたが、2018(平成30)年度調査(65.5%)より4.4ポイント減少していました。

■インターネット上の個人名などを取り上げた差別的な書き込みや悪口などを暴露する書き込みについてどう思うか(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- 近年、差別事象の発生によく利用されるインターネットにおいて、リテラシーの強化を目的とした研修会をはじめ、SNS上での差別をテーマとした集会を開催し、市民や本市職員への学習機会を増やしています。
- 関係機関とともに、インターネット上での差別的書き込みについては、削除要請を行いつつ、監視を続けていますが、掲載される時間は一瞬でも、削除要請から削除されるまでに要する期間が長いことから、誤った情報や、差別的な情報が拡散されている状況です。2025(令和7)年4月に「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者への対応は強化されましたが、現在は運用方法が定まっておらず、差別の拡散防止が難しいなど課題が残っている状況です。

今後の方向性及び取組

インターネット上の人権侵害をなくすため、個人のプライバシーや名誉に関して、一人ひとりが正しい認識を培い、人権侵害を許さない意識の醸成や世論の高まりを図るための啓発を推進します。

また、受け取った情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力(インターネットリテラシー)を身につけるための学習機会を提供します。

さらに、悪質な差別的な書き込みを発見した場合は、削除に向けて関係機関と連携しながら対応します。

(1)人権教育・啓発等

- 市民一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための啓発活動を推進します。
- 受けとった情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力を身につけるための学習機会の提供に努めます。

(2)相談・支援等

- 他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者を特定できない場合は、プロバイダに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図ります。

2 部落問題

現状と課題

部落問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域出身者であることや、そこに住んでいること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、日本固有の人権問題です。

1871(明治4)年、「解放令」により江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、平民として位置づけられました。これにより法制上の差別はなくなりましたが、実質的な差別は解消されませんでした。

その後、1922(大正11)年に同和地区の人々が自らの手で全国水平社を創設し、自主的解放運動が広がっていきましたが、戦後、基本的人権を保障した「日本国憲法」が施行された後も、同和問題を取り巻く状況は変わらず、依然として厳しい状況が続いていました。

この問題の解決をめざし、1960(昭和35)年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会から、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、1965(昭和40)年に「同和対策審議会答申」が提出されました。同答申では、同和問題の本質として「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と示されています。

同答申に基づき、「同和対策事業特別措置法」が1969(昭和44)年から2002(平成14)年までの33年間にわたり施行され、生活環境の改善や教育文化の向上等を目的とした同和対策事業が推進されました。

しかしながら、インターネット上の差別的な書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。

2016(平成28)年には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

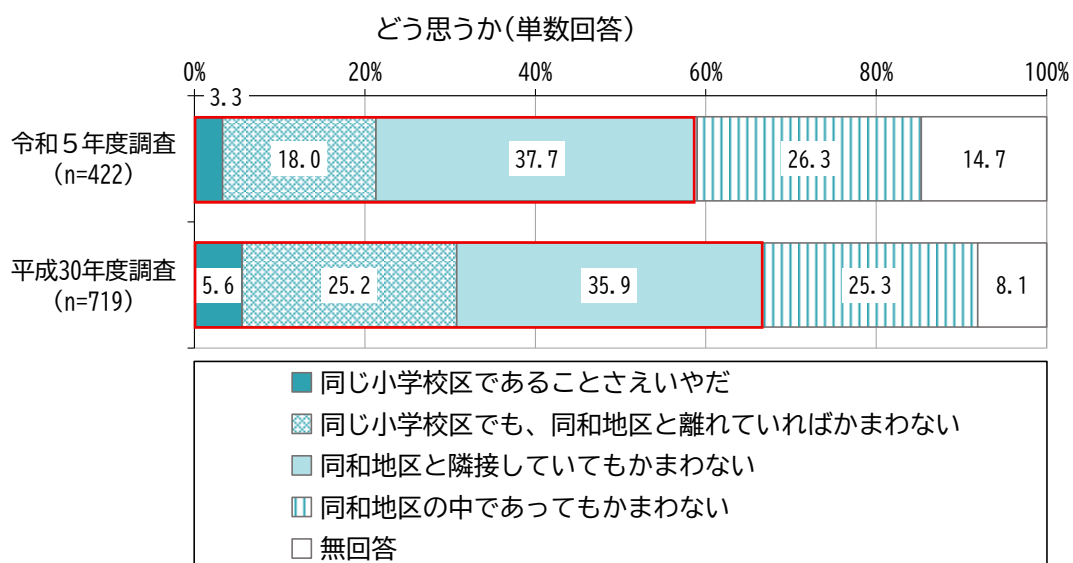
奈良県では、2019(平成 31)年に「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って状況の変化が生じていることを踏まえ、「日本国憲法」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、基本理念を定め、奈良県の責務を明らかにするとともに、施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めています。

部落問題の解決には、市民一人ひとりが部落問題について正しく理解し、自らの課題として取り組んでいく必要があります。差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発に引き続き取り組むとともに、部落差別に関する相談に的確に対応できるよう相談体制の充実を図る必要があります。

市民意識調査結果より

同和地区周辺にある物件に対して忌避意識を持つ人は 59.0%で、2018(平成 30)年度調査(66.7%)より減少していましたが、依然として忌避意識が存在しています。

■住宅をさがしていて気に入った物件があり、その後、そのあたりに同和地区があるとわかったとき



これまでの本市の取組と課題

- 水平社博物館と協力をしながら、部落問題学習へ訪れる市内外の団体へ学習場所やフィードバック作業の場として、人権センターが活用されています。また、本市主催のセミナーでも部落問題をテーマとして、年に1回以上開催し、関係機関への学習会への案内などを行い、部落差別撤廃に向けた取組を推進しています。
- 本市のホームページや広報誌を始め、あらゆる広告媒体を活用し、人権3法の周知を行っている状況ですが、市民の「部落差別の解消の推進に関する法律」の認知度は依然として低い状況です。また、部落差別撤廃に向けた事業(イベント)を開催していますが、部落問題をテーマとした催事への集客力は著しく低くなっています。その半面、部落差別については、インターネットやSNS等を用いた差別事象が後を絶たず、その差別的な発信から誤った情報が拡散し、偏見や差別意識の解消は進んでいない状況です。
- 差別事象発生時において、各課から情報共有がなされ、人権施策課で事象に関わる人への聞き取りや事案の調査を行っています。市民への啓発としては、各種集会で本人通知制度のチラシを配布したり、近年で横行しているインターネット上での部落差別事象をテーマに開催し、多様化しています。また、職員に対しては、全職員向けに毎年人権研修会で年度内に発生した差別事象を紹介し、差別対応マニュアルの確認を行いながら、意識高揚を図っています。
- 本市の擁護委員8名で月に2回人権相談を実施し、法務局と連携を行い、特設相談や広報にも努めています。また、本市の担当課においても、部落問題学習を行い、いついかなる相談にも対応できるよう資質向上を図っています。
- 本市が事務局を持っている人権関係団体を始め、市町村人権同和問題啓発活動推進連絡協議会や奈良県人権教育推進協議会、奈良県、部落解放御所・葛城・高取支部、部落解放同盟奈良県連合会など、県内関係機関と連携を図り、差別撤廃に向けた取組を推進しています。

今後の方向性及び取組

部落差別に対する正しい理解が未だ十分に定着していないことや、身近に部落差別が存在するとの基本的な考え方に立ち、国や奈良県等と連携して、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を尊重しながら、市民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消をめざします。

(1)人権教育・啓発等

- 地域における人権教育を推進するため、人権センターを拠点として部落問題解決に向けた学習活動に努めます。
- 部落史研究や地域の文化・歴史・産業等に学び、教育内容の創造と充実に努め、関係機関・団体等とも連携しながら、差別意識の解消に向けた取組を推進します。
- 人権意識の高揚を目指し「御所市人権擁護に関する条例」や「部落差別の解消の推進に関する法律」、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」等に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、偏見や差別意識の解消に努めます。
- 職員には、行政職員一人ひとりに人権啓発の責務が課されていることを理解し、差別意識や問い合わせ自体が差別につながることに気づかせる対応ができるような研修の実施に努めます。

(2)相談・支援等

- 部落問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- 差別事象が発生した場合には、人権侵害事件として、調査・処理や人権相談の対応など、当該事案に応じた適切な解決を図ります。

3 女性

現状と課題

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)等において、男女平等の原則が確立されています。また、日本が1985(昭和60)年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)では、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても女性の権利を保障しています。

しかし、現実には今なお、性別による役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場においてさまざまな差別が生じています。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も依然として多く発生しています。

国では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供と、その個性と能力が十分発揮できるようにすることを目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2016[平成28]年4月)が施行され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するため「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(2018[平成30]年5月)が施行されました。

さらに、女性が抱える困難な課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることから、支援を必要とする女性自身の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築するものとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024(令和6)年4月に施行されました。同法においては、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間団体の協働により、早期から切れ目なく支援を行うこととされています。

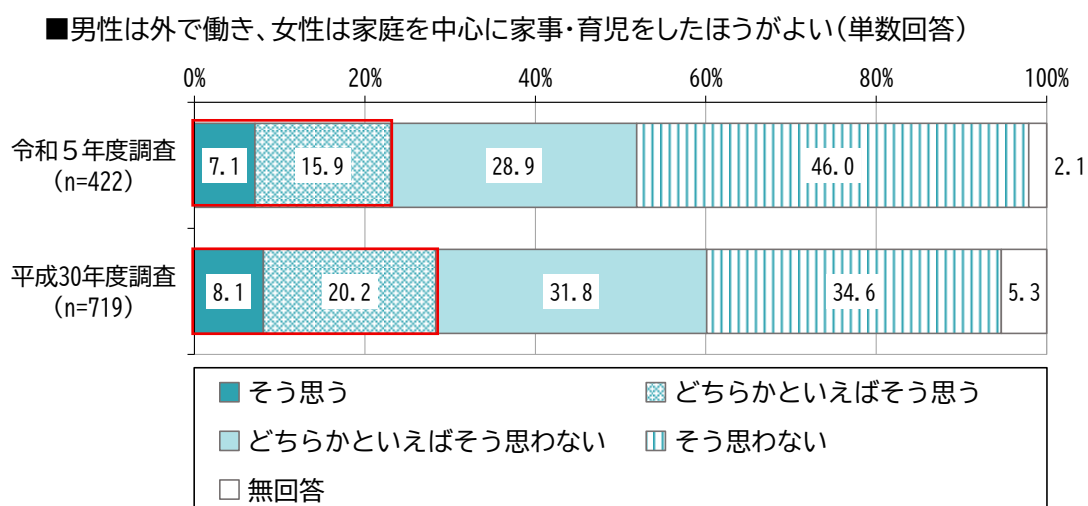
本市においては、「第2次御所市男女共同参画基本計画」に基づき、市民一人ひとりが社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。

長い歴史の中で培われた性別による固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、意識を高める取組を進めます。

また、配偶者等からの暴力、デートDV、性犯罪・性暴力(インターネット上の性的な暴力を含む)、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されるものではないことから、人権侵害の発生を防止するための啓発活動を強化するとともに、相談窓口・支援体制の充実を図る必要があります。

市民意識調査結果より

「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」という固定的性別役割分担意識について、『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は 23.0%と 2018（平成 30）年度調査（28.3%）より減少していますが、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。



これまでの本市の取組と課題

- 誰もが安心して暮らせる環境の整備について、これまでDVやハラスメントをテーマとした研修、及び本市広報やホームページ等での啓発に取り組んできましたが、性別を起因として安心して暮らせない状況にある方への支援は十分ではないのが現状です。また、社会的にも女性の就業率やひとり親世帯が増加傾向にあり、ワーク・ライフ・バランスなど仕事と生活の調和の側面からも包括的に支援を行うことが、誰もが安心して暮らせる環境の整備につながることから、今後は、包括的な支援を行う必要があります。
- 男女共同参画意識の浸透について、「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合は半数以上に増加した一方、「社会全般で男女の地位は平等である」と感じている人は減少しています。市民講座や職員研修においても取り組んできていますが、今後は男女共同参画意識の浸透に向けて、世代や対象に応じた普及・啓発の方法を検討する必要があります。
- 男女の平等な社会参画の推進について、これまで共同参画の市民啓発等に取り組んできましたが、関連する指標をみても、依然として男女平等な状況になっていないため、今後も引き続き取り組む必要があります。

- 2025(令和7)年3月に「御所市男女共同参画基本計画」の期間が終了しましたが、未だ共同参画社会の実現には至っていないことから、市民一人ひとりが社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざして、基本理念「自分らしく、輝いて生きるために」を継続し、2025(令和7)年4月から 2034(令和 16)年3月までを期間とする、「第2次御所市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 人権相談をはじめ、職員の知識向上を図るため、相談員研修へ定期的に参加するとともに、法的な問題への対応としても、年6回無料の女性法律相談を実施しています。また、庁内の関係各課や奈良県内の相談窓口と連携をとり、相談体制の充実を図っています。しかし、人事異動により、職員の配置が減少する場合や、相談対応に必要な知識を一から学習する職員がいる場合があり、一定水準以上の相談体制を整えるまでに時間を要する状況となっています。

今後の方向性及び取組

性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指すとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。

(1)人権教育・啓発等

- 市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、あらゆる場面において男女平等の視点を持つことができるよう、効果的な広報・啓発活動、学習機会の充実に取り組みます。
- 女性に対するあらゆる形態の暴力等の根絶に向け、さまざまな機会を捉えて、啓発活動をより一層推進します。
- 各種広報媒体を活用し、相談窓口や自立支援に関する諸制度等についての周知に努めます。

(2)相談・支援等

- まちのあらゆる場面において、男女共同参画を推進していくため、男女共同参画に関する相談体制を充実するとともに、積極的な情報提供を行います。また、情報発信、調査、研究などのさまざまな活動の拠点の整備に向けて、取組を進めます。
- 女性の人権問題の解決を図るため、女性が利用しやすい人権相談に積極的に取り組むとともに、法的な問題などにも対応できる相談体制の充実にも努めます。

4 こども

現状と課題

こどもの人権をめぐる動向は深刻化しており、いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノ等の性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。次代の社会を担うすべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないよう、社会全体としてこども施策に取り組まなければなりません。

日本が締約国となっている「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、18歳未満のこどもを、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

また、2023(令和5)年4月に施行された「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。「いじめ防止対策推進法」が2013(平成25)年9月に施行されて10年以上が経過しましたが、2023(令和5)年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)で過去最多となり、SNSやインターネット上でいじめを受ける事案も生じており、依然として大きな社会問題となっています。

また、児童虐待は、こどもの基本的人権を侵害する行為であり、「児童虐待防止等に関する法律」において、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と明記されています。2019(令和元)年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、2020(令和2)年4月に施行されました。2022(令和4)年12月には「民法」が改正され、「親権者は監護及び教育のために必要な範囲で子を懲戒できる」としていた規定が削除され、「親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達に程度に配慮しなければならない」と明記されました。しかしながら、児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、2023(令和5)年度に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は225,509件(厚生労働省「福祉行政報告例」)で、前年度に比べ10,666件増加し、過去最多となっています。

2025(令和7)年4月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設や、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等の制限を可能とするなど、虐待対応の強化が図られました。

さらに、生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどもがいます。2024(令和6)年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的に「児童の権利に関する条約」に加えて、「日本国憲法」第25条その他の基本的人権に関する規定と、「こども基本法」の精神にのっとることが追記されました。また、ヤングケアラーであることにより、こどもの成長や教育に影響を及ぼしてしまったり、本来守られるべきこどもの権利が侵害されている可能性もあることから、2024(令和6)年6月に施行された、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

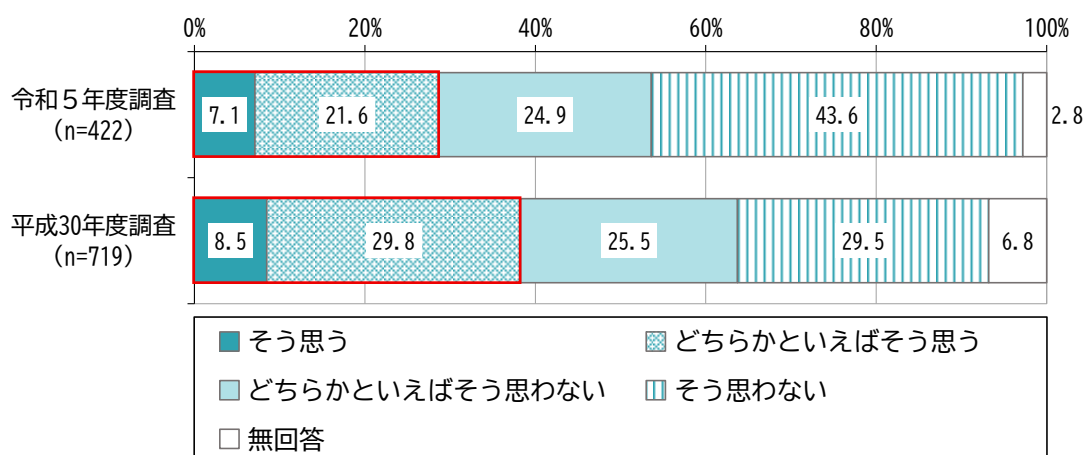
児童買春や児童ポルノ等は、こどもの人権を侵害する犯罪です。2014(平成26)年6月に改正、同年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管罪と、盗撮による児童ポルノ製造罪が新設されました。2024(令和6)年6月には「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が成立し、学校設置者等や認定を受けた民間教育保育等事業者に対し、性暴力を防止するための措置が義務付けられました。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等が、それぞれの役割と責任を自覚し、地域全体でこどもを健やかに育てる体制を構築していく必要があります。

市民意識調査結果より

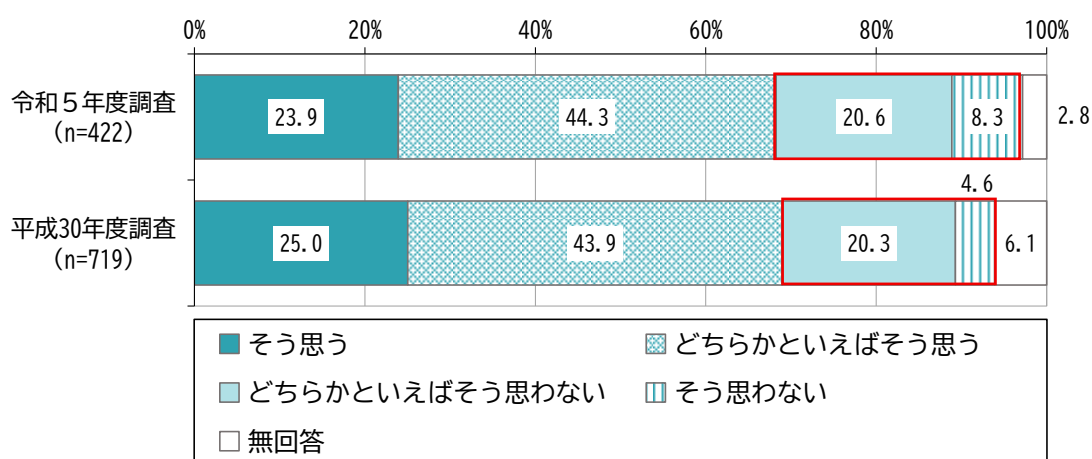
「こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という意見について、『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は 28.7%と 2018(平成 30)年度調査(38.3%)より 9.6 ポイント減少していますが、依然として『肯定派』が存在しています。

■こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない(単数回答)



「家庭のルールを決めるときは、必ずこどもの意見を聞かなければならない」という意見について、『否定派』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）は 28.9%と 2018(平成 30)年度調査(24.9%)より 4.0 ポイント増加していました。

■家庭のルールを決めるときは、必ずこどもの意見を聞かなければならない(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- こどもの健全な成長発達のための周知・啓発に関する取組が不足している状況です。こどもの持つ権利や、その保障、保護者の責任等について広報誌やホームページへの掲載など、取組を強化していく必要があります。
- 不登校児童生徒が本市でも増加傾向にあり、各学校とも必ず家庭訪問等、保護者と連携し対応を図っています。現在はオンラインでの授業も可能となり、また、適応指導教室にカウンセラーや教員免許をもつ学習指導員を配置し、登校困難なこどもを対応しています。
- こども家庭センターでは、児童虐待について、保育所・学校・医療機関等からの通告や相談に迅速に対応し、必要に応じて一時保護や在宅支援を行っています。虐待件数は依然として高水準であり、特に低年齢児の事例が増加傾向にあります。家庭への継続的支援のための生活基盤整備に課題が残っています。

今後の方向性及び取組

地域をはじめ関係機関との連携を強化し、いじめや児童虐待をなくすための総合的な施策を推進するとともに、こどもの貧困対策を推進する等、こどもの人権を守るためのあらゆる施策を展開します。

(1)人権教育・啓発等

- こどもの健全な成長発達を支えるためには、「こどもの最善の利益」が保障され、こどもを権利の主体者として捉えることが重要であり、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」、「こども基本法」の理念や内容の周知徹底と具体化に向けた取組を推進します。
- 家庭において、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、こどもの権利が尊重され、家族が互いに支え合い、互いに尊重される豊かな社会の実現に向けた啓発を強化します。

(2)相談・支援等

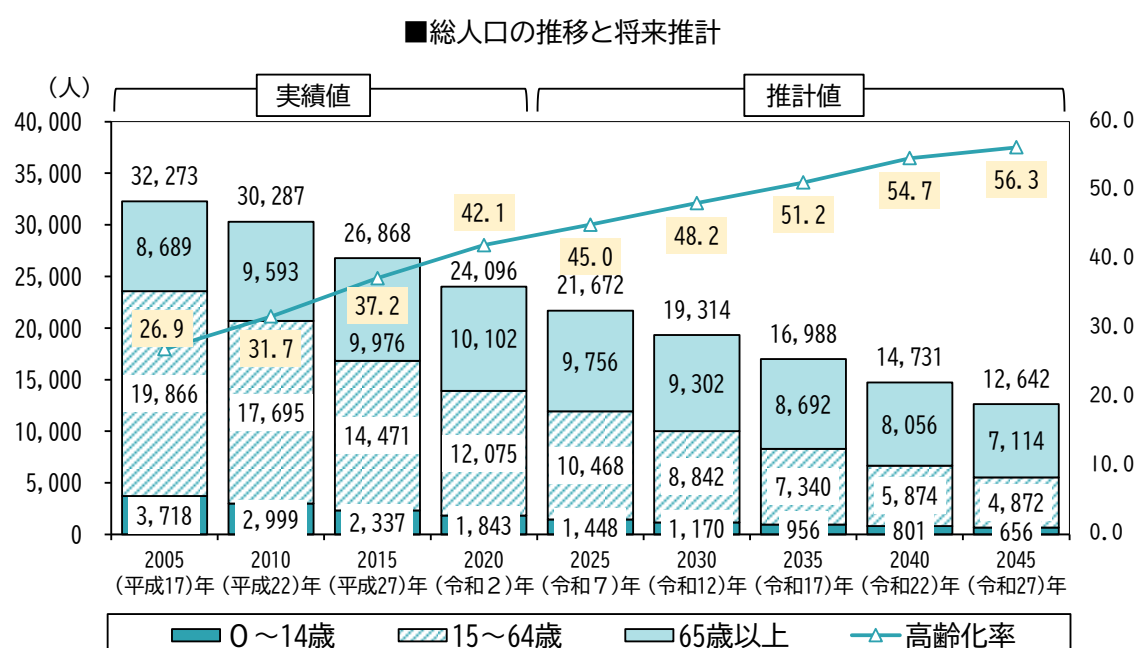
- こどもの社会生活への適応力の向上を図るため、子育てに対する支援を充実させるとともに、教育相談や適応指導にかかわり、指導・助言並びに専門機関との連携を図るなど、相談体制の一層の充実に努めます。
- 母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営し、虐待の発生予防・早期発見からその後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図ります。さらに、虐待を受けているこどもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、保育所、学校、医療機関、こども家庭センター等により構成される「御所市虐待防止ネットワーク」等を活用しながら、警察・保健所・医師会等との情報の共有と迅速かつ円滑な連携による保護・自立支援を進めます。

5 高齢者

現状と課題

総務省統計局の国勢調査によると、2020(令和2)年における日本の人口は、1 億 2,614 万 6 千人で、そのうち 65 歳以上の高齢者の人口の割合は 28.6%で、世界で最も高い水準となっています。

住民基本台帳による本市の 2025(令和7)年3月 31 日現在における 65 歳以上の高齢者の人口の割合は 42.8%で、今後も上昇が続くと予想されています。



※ 総人口は年齢「不詳」を含む。

資料：2020(令和2)年までは総務省統計局「国勢調査」、2025(令和7)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023(令和5)年推計)」

このような中、高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の介護、認知症高齢者に対する偏見、財産管理の問題や、高齢者への虐待、孤独死や自殺など、高齢者の人権を侵害するさまざまな問題が発生しています。

国では、1995(平成7)年に「高齢社会対策基本法」が施行され、2006(平成18)年には、高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護を目的として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。また、2024(令和6)年には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、高齢者の尊厳が守られ、安心して暮らすことができる社会の実現に向けた諸施策が講じられています。

本市では、2024(令和6)年に「御所市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、「① 人生 100 年時代を自分らしくいきいきと暮らす」、「② 共生する地域の中で尊厳が保たれながら暮らす」、「③ 住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らす」の3つのめざすまの姿を基本理念として、さまざまな施策を展開しています。

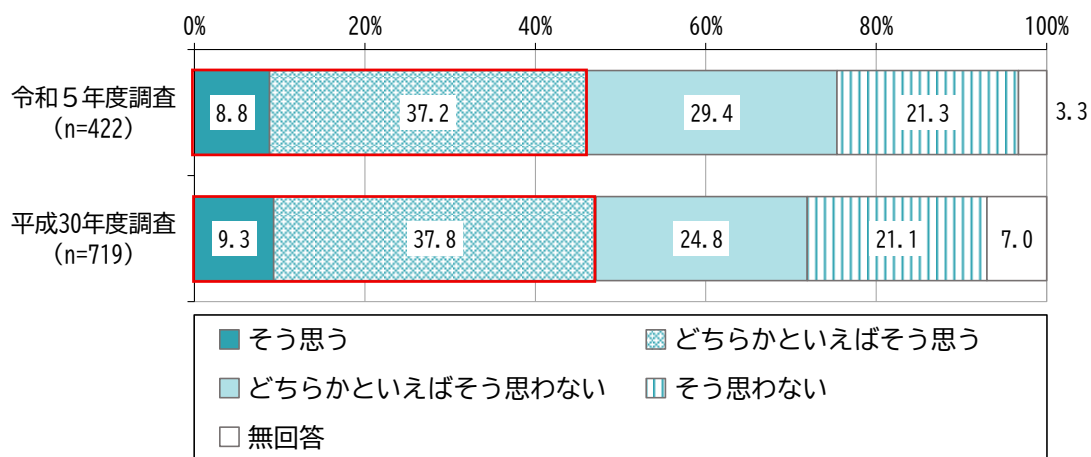
誰もが住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らすことのできる環境づくりが求められており、高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

また、配慮や支援を必要とする人々の権利を守るため、成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する制度の利用促進や取組の充実を図るとともに、高齢者虐待の防止と、早期発見及び迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

市民意識調査結果より

「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方がない」という意見について、『肯定派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は 46.0%と、2018(平成 30)年度調査(47.1%)と大きな差はみられません。

■認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方がない(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- 虐待が疑われる事案が発生した場合は、迅速に担当課の職員による訪問調査や面談を行い、必要に応じて緊急避難を調整するなど、被虐待者の身体的安全、精神的安全、精神的安心を確保しています。また、奈良弁護士会と委託契約を締結し、地域包括支援センター内で対応が困難なケースが生じた場合は、法律的観点から助言等をいただけるよう体制を整えています。
- 成年後見制度に関する情報提供や関係団体の紹介等、成年後見制度の利用支援を行っています。
- 高齢者の人権の重要性について、正しい理解と認識を深めてもらう必要があります。
- 市内の在宅介護支援センター等にて、まちかど相談室を設置し、高齢者の人権相談等を受けるための体制の充実に努めていますが、相談件数が増加しているため、より一層相談を受ける体制づくりの強化が必要となっています。

今後の方向性及び取組

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らすことができるように、本市において地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(1)人権教育・啓発等

- 高齢化の進行を背景に増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者、ひきこもり高齢者等、高齢者の人権について、市民や関係機関にわかりやすい広報・啓発活動を行います。
- 高齢者の虐待防止について、市民や関係機関にわかりやすい広報・啓発活動を行います。

(2)相談・支援等

- 高齢者の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- 高齢者虐待が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図ります。
- 保健・福祉・介護の関係者や警察・法律関係者等による「御所市虐待等防止ネットワーク」を構築し、高齢者の虐待防止に向けた連携体制を推進します。

6 障がい者

現状と課題

障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会のすべての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

国は、2014(平成 26)年、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障がい者の権利に関する条約」に批准しました。この条約は、障がい者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めています。また、「障がい者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障がい者差別解消法)が2016(平成 28)年に施行されました。2021(令和3)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、2024(令和6)年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

また、2024(令和6)年7月に国に賠償を命じた最高裁判所の判決を受け、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金等を支給すること等を目的とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が2025(令和7)年1月に施行されました。

奈良県では、障がいのある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の権利擁護及び県民の理解の促進に関する基本的な事項を定めた「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が2016(平成 28)年に施行されました。

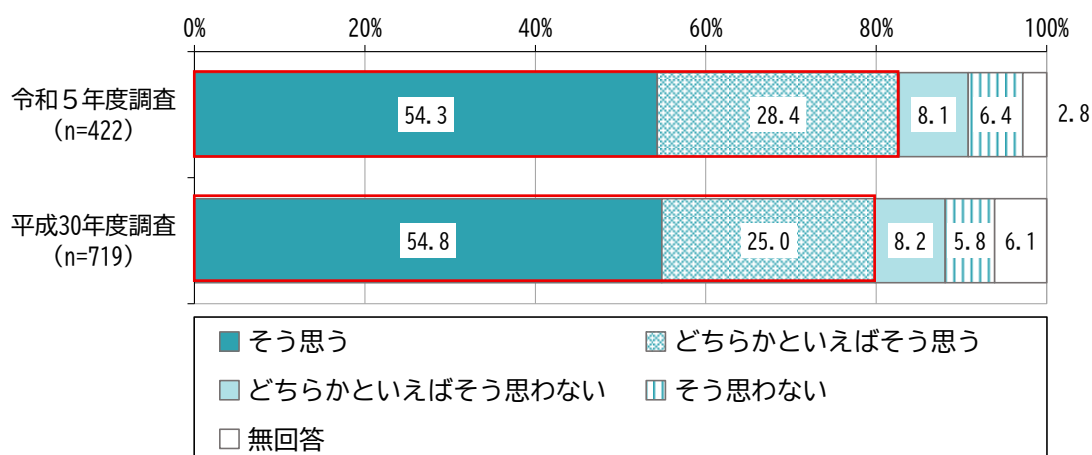
本市では、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「共生社会」の実現に向け、2018(平成 30)年に「第4期御所市障害者福祉長期計画」を策定し、地域住民や関係団体、機関等と連携し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の推進に取り組んでいます。また、「手話は言語である」という認識に基づき、市民が手話への理解を深め、手話を用いて安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、2019(令和元)年12月に「御所市手話に関する条例」を制定しました。

障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「地域共生社会」の実現に向け、障がいや障がいのある人への理解及び関心を深める取組の充実が必要です。

市民意識調査結果より

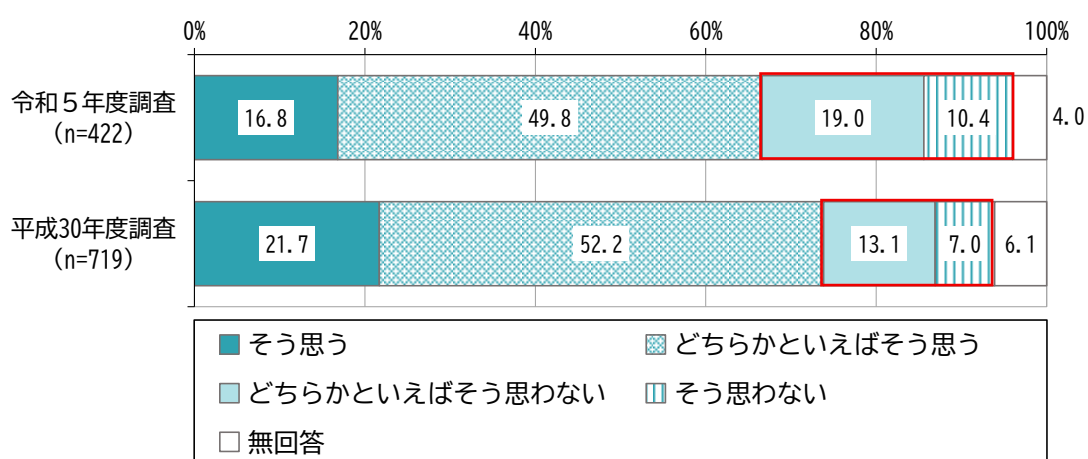
「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」という意見について、『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は82.7%と2018（平成30）年度調査（79.8%）と大きな差はみられませんでした。

■障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ（単数回答）



「精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる」という意見について、『反対派』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）は29.4%と2018（平成30）年度調査（20.1%）より9.3ポイント増加していましたが、依然として『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が66.6%と、半数以上を占めています。

■精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる（単数回答）



これまでの本市の取組と課題

- スポーツ・文化の余暇活動を支援し、障がい者の社会参加機会の拡充に努めています。また、地域の住民に対して、教室・講演会の開催や、窓口でのパンフレットの設置、広報でのパラスポーツ大会の参加者募集等、障がいへの理解を深めるための研修・啓発活動に取り組んでいます。さらに、手話等のボランティアの養成や、手話通訳者、要約筆記者の設置や派遣により、意思疎通を図るために必要な支援を行っています。
- 障がい者差別の解消に向けた情報提供に努めるとともに、「御所市虐待等防止ネットワーク」を活用し、虐待の早期発見、救済・解決に取り組んでいます。

今後の方向性及び取組

障がいのある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障がいのある人に寄り添った生活全般にわたる支援や、ライフステージを通した切れ目のない支援、社会参加の促進による自己実現のための支援を基本的な考え方として、幅広い分野を密接に連携させながら障がい者施策を推進します。

(1)人権教育・啓発等

- 障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーション(障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す)の理念を定着させることにより障がい者の自立と社会参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。
- 障がい者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。
- 2024(令和6)年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことについての啓発活動を推進します。
- 障がい者差別の解消に向けて、国・県・近隣市町村との連携を密にし、最新の情報把握に努めます。

(2)相談・支援等

- 社会福祉士を配置し、障がい者やその家族等からの相談に応じ、福祉サービスにかかる必要な情報の提供や助言等を行っていますが、より地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援機能の強化を図ることを目指します。また、地域社会との交流の場、創作活動・生産活動の機会を提供し、機能の維持・回復を支援する地域生活支援拠点の整備を図ります。
- 障がい者の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに障がい者が利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- ソーシャル・インクルージョン(障がいの有無や年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方)の理念の具体化を図り、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けた取組を進めます。
- 虐待が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図ります。

7 外国人

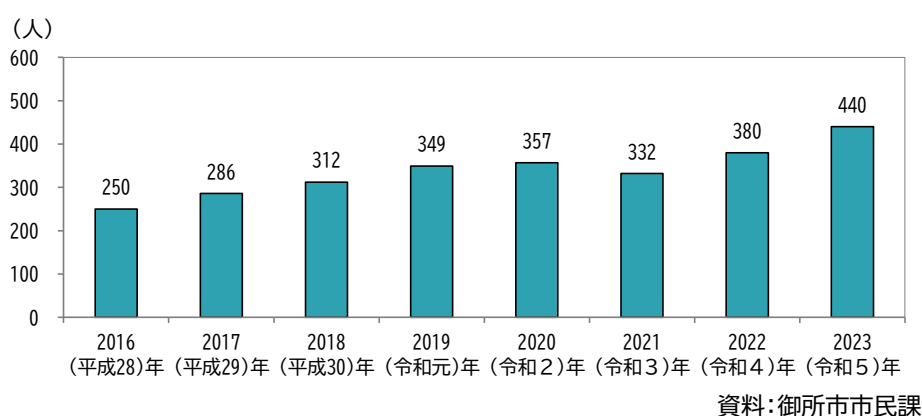
現状と課題

外国人を取り巻く人権問題については、言語、宗教、文化、習慣等の違いに起因する誤解や偏見、さらには就労や居住、教育、医療など生活のあらゆる場面における差別的な扱いや不利益が指摘されており、外国人の住民が安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、正しい理解の促進と人権尊重の意識啓発を推進することが求められています。

近年、日本に在留する外国人は増加傾向にあり、法務省出入国在留管理庁によると、2024(令和6)年末の在留外国人数は、376万8,977人と過去最高を更新しています。

また、本市の外国人人口についても概ね増加傾向で推移しており、2023(令和5)年12月末現在の外国人人口は440人と、前年に比べ60人増加しています。

■本市の外国人人口(各年12月末現在)



「日本国憲法」では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しています。また、日本が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)では、人種・皮膚の色・民族などの違いによるあらゆる差別をなくすための必要な措置が義務づけられています。

これらを踏まえ、国では、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んできました。また、本市においても、あらゆる差別を許さない地域社会の形成を目指して、国際理解を深め、国際協調に努める態度を育成する教育の推進に取り組んできました。

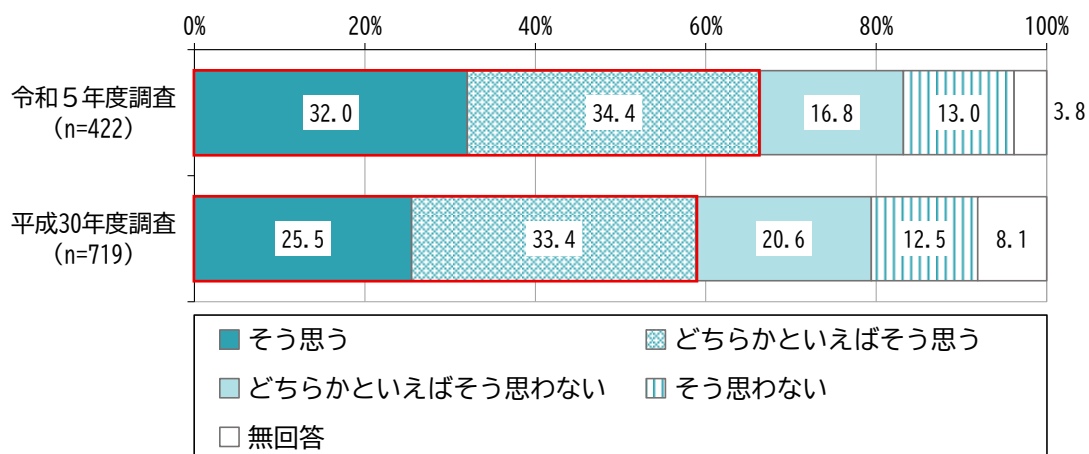
しかしながら、依然として言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題が根強く存在しています。

外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる共生社会を実現するためには、すべての人が多様性を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めていく必要があります。

市民意識調査結果より

「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」という意見について、『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は66.4%と、2018（平成30）年度調査の58.9%より7.5ポイント増加していました。

■外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある（単数回答）



これまでの本市の取組と課題

- 近年、本市へ転入される外国人は増加しており、外国人に対する啓発活動が必要となっています。しかし、外国人差別をテーマとした集会やセミナーを開催できていない状況であり、外国人が就労する事業所への啓発活動も実施できていない状況です。今後、本市の人口が減少し、労働者確保のため外国人の雇用が増える可能性が高いことから、文化、宗教、生活週間等、外国人に関して知ってもらう機会を創出する必要があります。
- 本市の擁護委員8名で月に2回人権相談を実施するとともに、法務局と連携をし、特設相談や広報に努めています。

今後の方向性及び取組

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど、市民の国際理解を促進するとともに、多様な文化、習慣等を尊重し、国籍にかかわらず、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(1)人権教育・啓発等

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、多文化を認め多様性を認めあう意識を育てることを目的として、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。

(2)相談・支援等

- 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局との人権相談等の連携を図り、人権相談の充実に努めます。
- 外国人に対する人権侵害が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図ります。

8 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

現状と課題

2000年代後半以降、特に2010年代に入ってから、特定の民族や地域的身など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する人を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなどヘイトスピーチが社会問題化するようになりました。

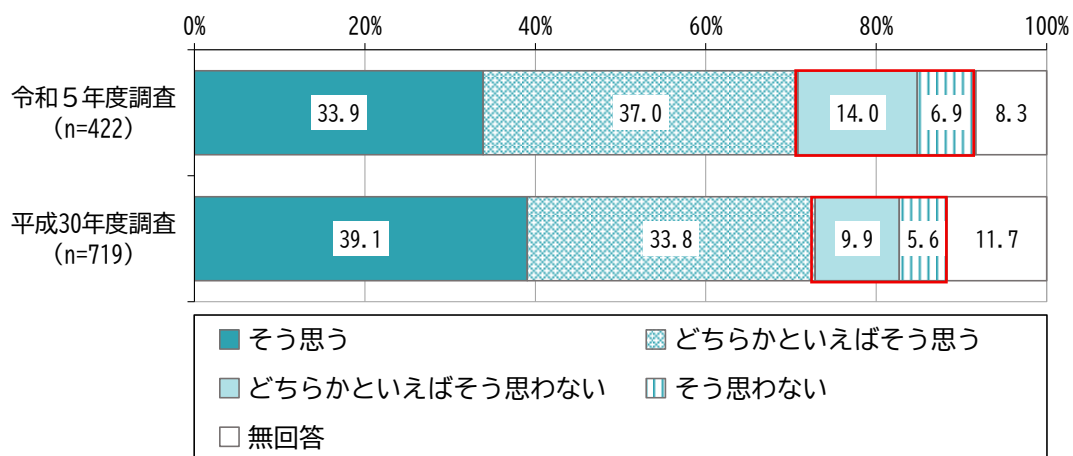
こうした状況の中、2016(平成28)年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が成立し、公布・施行されました。同法では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を本邦外出身者に対する「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、そのような不当な差別的言動は許されない旨を宣言し、その解消の必要性について国民の理解を深め、不当な差別的言動のない社会を実現することを理念として定めるとともに、国民の理解を深めるために必要な教育及び啓発を行うことなどを規定しています。

ヘイトスピーチは、特定の個人や集団の尊厳を深く傷つけるだけでなく、社会の分断を助長する行為です。ヘイトスピーチを根絶し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する必要があります。

市民意識調査結果より

「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある」という意見について、『反対派』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）は20.9%と2018（平成30）年度調査（15.5%）より5.4ポイント増加していました。

■国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある（単数回答）



これまでの本市の取組と課題

- 本市のホームページや広報誌を始め、あらゆる広告媒体を活用し、人権3法の周知を行っている状況ですが、市民の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の認知度は依然として低い状況です。

今後の方向性及び取組

ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が、広く深く社会の中に浸透することが重要であることから、ヘイトスピーチは許されないものであるという認識を広めるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、ヘイトスピーチの被害に遭われた方々からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

(1)人権教育・啓発等

- 市民一人ひとりが「ヘイトスピーチが許されるものではない」という意識を高めていくよう、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の継続的な広報等により周知を図ります。

(2)相談・支援等

- ヘイトスピーチの被害に遭われた方々からの相談に応じるとともに、ヘイトスピーチの解消に向け、相談体制の整備等の取り組みを進めていきます。

9 性的マイノリティの人々

現状と課題

2023(令和5)年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、施行されました。同法では、性的指向については、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されています。また、ジェンダーアイデンティティについては、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

性のあり方には、人の数だけのバリエーションがあります。

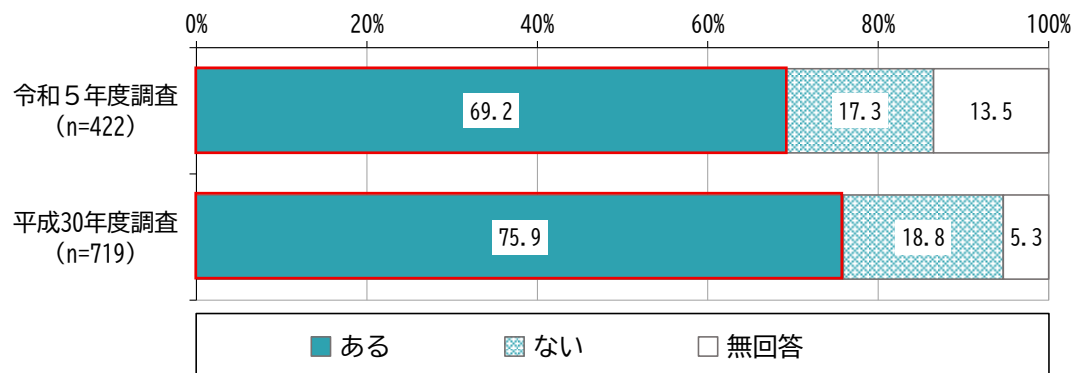
多様な性的指向やジェンダーアイデンティティがある中で、性的マイノリティの人々に対する無理解が偏見や差別を生み、当事者がさまざまな困難を抱え、孤立するなど、生きづらさを感じていることがあります。また、性的マイノリティの人々に対する人権侵害として、進学・就職等における不利益や、本人の意向にかかわらず第三者が性的指向やジェンダーアイデンティティを周囲に暴露する「アウティング(Outing)」という行為も生じています。

性的マイノリティの人々に対する偏見や差別をなくしていくため、性的指向やジェンダーアイデンティティなどの多様な性のあり方を市民が正しく理解し、さまざまな啓発活動を推進する必要があります。

市民意識調査結果より

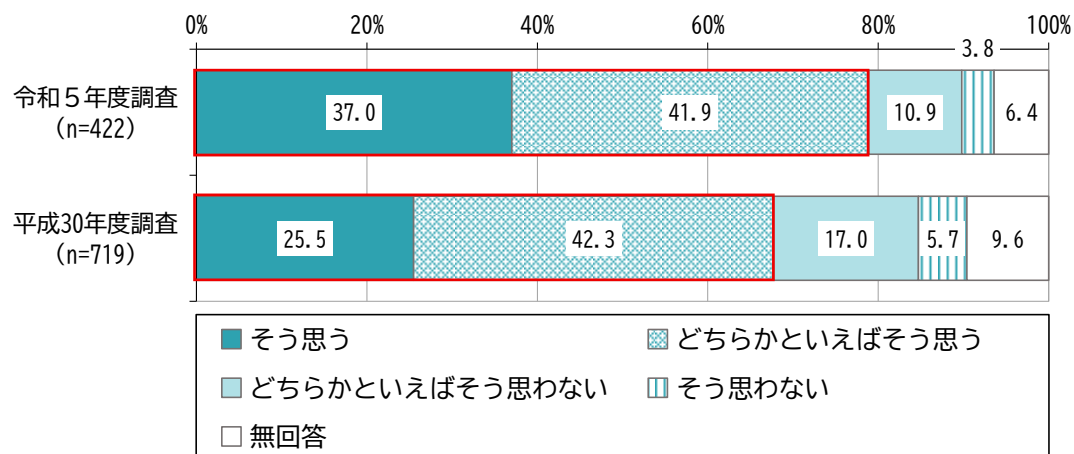
「LGBTQ」あるいは「性的マイノリティ」という言葉を聞いたことがあるかについて、聞いたことが「ある」人は69.2%と2018(平成30)年度調査(75.9%)より6.7ポイント減少していました。

■「LGBTQ」あるいは「性的マイノリティ」という言葉を聞いたことがあるか(単数回答)



「性的マイノリティ(性的少数者)であることを身近な人にも言えない社会は問題だ」という意見について、『肯定派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は78.9%と、2018(平成30)年度調査の67.8%より11.1ポイント増加していました。

■性的マイノリティ(性的少数者)であることを身近な人にも言えない社会は問題だ(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- 近年、コロナ禍を契機とした多様な働き方の推進やライフスタイルの変化、性的マイノリティの人々に対する理解促進など大きな変化を迎えています。本市としても、性的指向や性自認への啓発は行っているものの、市内事業所において、性的マイノリティに対する配慮を実施していない割合が80%を超えていました。また、市民意識としては、性的マイノリティの認知度は70%程で、大多数の市民への周知はできている状況ですが、結婚相手に求める条件に「性的マイノリティでないこと」が25.3%と3番目に多くなっていました。市民一人ひとりが性別に関係なく個性と能力を発揮し、いきいきと生活をおくれるよう、共生社会の実現へ向けた継続的な取組が必要となっています。
- 本市の擁護委員8名で月に2回人権相談を実施するとともに、法務局と連携をし、特設相談や広報にも努めていますが、相談内容において、性的マイノリティの相談はない状況となっています。

今後の方向性及び取組

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

(1)人権教育・啓発等

- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、広報活動等を通じた知識の着実な普及に努めます。

(2)相談・支援等

- 性的マイノリティの人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局との人権相談等の連携を図り、人権相談の充実に努めます。

10 その他の人権問題

(1)災害時における人権

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

また、災害対応時には、男女共同参画の視点を持つことも必要です。

被災者や被災地に対する人権侵害を防ぐため、災害時における人権問題についての啓発活動を推進するとともに、風評被害などに惑わされず正しく判断できるよう学習機会の提供に努めます。

高齢者（一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯）、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者に対しては、情報や支援が届くよう居住スペースの割り振りなど安心安全に配慮しながら、対応します。

(2)犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等がSNS等のインターネット上で書き込まれることなどにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

本市では、被害にあわれた方々の早期回復や負担軽減を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らし続けられる地域社会を築き、再び平穏な生活を営むことができるよう、2021(令和3)年4月に「御所市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供等や支援を行うとともに、犯罪被害者等に対する支援の大切さなどについて、理解を深めるよう広報や啓発活動を行っています。

(3)感染症患者等

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延の中、日本においても医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれ、大きな社会問題となりました。

また、HIVや肝炎、ハンセン病をはじめとした感染症については、正しい知識と理解が十分に普及しておらず、感染症患者等に対する周囲の人々の誤った情報や思い込み、知識のなさが、日常生活、職場、医療現場などでの差別や偏見につながっています。

患者等の人権を尊重するため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じて偏見や差別を予防・解消していく必要があります。

上記分野別以外に、アイヌの人々、刑を終えて出所した人及びその家族、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ゲノム情報(遺伝情報)に関する人権等さまざまな人権問題があります。また、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、顕在化するものです。

それらの課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。第2次基本計画では、人権尊重の基本理念を踏まえ、人権教育・啓発の推進を図るとともに、いかなる差別をも断じて許さない明るいまちづくりの実現に努めます。



第6章

計画の推進

1 推進体制

本市の行政機関相互はもとより、関係諸団体との密接な連携により、全庁をあげて、この第2次基本計画の積極的な推進に努めます。

また、「御所市人権問題啓発活動推進本部」を全庁的な推進組織として機能させ、複合的な人権課題への取組を推進するとともに、「御所市人権施策協議会」での諮問を経て、人権施策を総合的・効果的に推進します。

本市職員は、あらゆる人権問題に関して正しい理解と認識をもち、人権問題解決のため、その責務を自覚し、市民一人ひとりの人権意識を高め、その職責を通じ、それを具体的に推進すべき役割を担っています。そのため、市職員研修では、人権問題研修を市職員としての基本的能力・資質向上研修の重点課題として位置づけ、あらゆる人権問題についての基礎的な内容を中心に、有意義な研修を継続的・計画的に実施します。

一方、関係諸団体等が主催する研修会への参加については、先進的な人権問題への取組や新たな人権課題への対応などにかかわって、情報提供を行うとともに、積極的な参加を目指します。

2 国、奈良県及び県内市町村等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、国、奈良県及び県内市町村や公益法人・民間団体・企業等の連携・協力が重要です。より一層、総合的・効果的に人権施策を推進するため、有機的な連携を保ちながら、協力体制を強化し幅広い取組を進めます。

3 成果指標

第2次基本計画を着実に推進していくために、次のとおり成果指標を設定し、これを調査の実施等により把握し、第2次基本計画の取組の進捗状況を評価する際に参考とする指標とします。

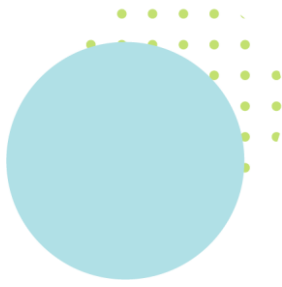
No.	項目	現状 (2023(令和5)年度)	目標値 (2035(令和17)年度)
全体目標			
1	過去5年間で人権侵害をされた経験がある市民の割合*	8.8%	6%
4-1 人権教育・啓発の推進			
2	過去3年間で人権教育推進協議会が主催する「校区・地区別学習会(人権問題学習会等)」に毎回参加している市民の割合*	2.6%	10.0%
3	同和問題や他の人権問題について、小学校の授業等で学習した市民の割合*	48.1%	60.0%
4	同和問題や他の人権問題について、中学校の授業等で学習した市民の割合*	50.5%	60.0%
5	人権問題について、学習したり、知識を得たりするために「県や市町村が発行する広報誌等」を利用する市民の割合*	45.3%	55.0%
6	人権問題について、学習したり、知識を得たりするために「地域や職場等の学習会、講演会、イベント」を利用する市民の割合*	21.8%	30.0%
7	過去3年間で「差別をなくす市民集会」に毎回参加したことがある市民の割合*	2.8%	10.0%
4-2 人権相談・支援の推進			
8	人権侵害に対して、人権擁護委員による相談を知っている市民の割合*	30.3%	40.0%
9	人権侵害に対して、市役所が実施する法律相談を知っている市民の割合*	50.2%	60.0%
5-1 インターネット上の人権侵害			
10	インターネット上での差別的な書き込み等について、書いてある内容が事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う市民の割合*	61.1%	70.0%

No.	項目	現状 (2023(令和5)年度)	目標値 (2035(令和17)年度)
5-2 部落問題			
11	部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではないと考える市民の割合*	29.6%	20.0%
12	過去5年間で人権侵害をされた経験がある市民のうち、同和地区出身を理由に人権侵害を受けた市民の割合*	8.1%	5.0%
13	子の結婚相手(パートナーを含む)が同和地区出身者であった場合に問題にしないとする市民の割合*	39.2%	50.0%
5-3 女性			
14	男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよいと思う市民の割合*	23.0%	10.0%
15	市民意識の中で理想とする「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」のすべてを優先できている市民の割合※	7.4%	15.0%
16	配偶者やパートナーシップ、恋人から暴力を受けたことがある市民の割合※	6.5%	5.0%
5-4 こども			
17	専門機関(児童福祉センターなど)による相談先を知っている市民の割合*	41.7%	50.0%
18	こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえないと考える市民の割合*	28.7%	15.0%
19	家庭のルールを決めるときは必ずこどもの意見を聞かなければならないと考える市民の割合*	68.2%	80.0%
5-5 高齢者			
20	認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方ないと考える市民の割合*	46.0%	35.0%
5-6 障がい者			
21	精神に障がいがある人に対してはなんとなく不安を感じると考える市民の割合*	66.6%	50.0%
22	過去5年間で人権侵害をされた経験がある市民のうち、身体障がいを理由とした市民の割合*	8.1%	5.0%
23	過去5年間で家族等が人権侵害をされた経験がある市民のうち、「身体の障がい」、「知的障がい」、「精神の障がい」を理由とした市民の割合*	身体 13.9% 知的 11.1% 精神 11.1%	5.0%

No.	項目	現状 (2023(令和5)年度)	目標値 (2035(令和17)年度)
5-7 外国人			
24	過去5年間で家族等が人権侵害をされた経験がある市民のうち、国籍、人種、民族を理由とした市民の割合*	5.6%	4.0%
25	子の結婚相手(パートナーを含む)が訪日外国人労働者であった場合に問題にしないとする市民の割合*	29.4%	40.0%
5-8 本邦外出身者に対する不当な差別的言動			
26	国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要があると考える市民の割合*	70.9%	80.0%
5-9 性的マイノリティの人々			
27	同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要があると考える市民の割合*	66.1%	80.0%
28	子の結婚相手(パートナーを含む)が同性であった場合に問題にしないとする市民の割合*	16.0%	30.0%

* 御所市人権問題に関する市民意識調査

※ 御所市男女共同参画に関する市民意識調査



資料編

1 世界人権宣言

1948(昭和 23)年 12 月 10 日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及び

その解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展と

に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的

権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法(抄)

公布 1946(昭和 21)年11月3日

施行 1947(昭和 22)年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自

由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

以下(略)

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000(平成12)年12月6日法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権 啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4 御所市人権擁護に関する条例

1998(平成 10)年3月 31 日

条例第3号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、必要な事項を定めることにより人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重される明るい和のあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互の基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する必要な施策に協力するとともに、自らも差別及び差別の助長をしないよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、啓発に必要な諸施策を実施し、人権擁護の確立に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発体制の充実と指導者の育成等、きめ細かな啓発事業を推進し、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(その他)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 御所市人権問題啓発活動推進本部設置規程

1988(昭和 63)年3月 31 日

訓令甲第 4 号

(設置)

第 1 条 人権問題の早期解決は、国及び地方公共団体の責務であるとの認識に立ち、行政総体として積極的に市民に対して、この問題の正しい理解と認識を培うための啓発活動の充実強化を図ることを目的として、御所市人権問題啓発活動推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、前条の目的を達成するため、市の各部課及び各機関団体と有機的に連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項を研究、協議し推進する。

- (1) あらゆる差別を撤廃し、人権尊重の意識を高めるため、啓発活動推進計画の企画立案及び調査資料等の収集を行うこと。
- (2) 職員の基本的能力及び資質を向上させるため、人権問題研修を開催すること。
- (3) 啓発事業の役割を分担し、啓発活動推進体制を整備すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部委員は、各部課長及び参事、主幹並びに課長補佐をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。

(本部代表会議)

第 5 条 本部長が必要と認めるときは、本部長が指名する委員をもって本部代表会議を開催し、前条に定める推進本部会議にかえることができる。

(専門部会)

第 6 条 推進本部は、専門的な研究、協議を行うため必要に応じ専門部会を置く。

- 2 専門部会は、本部長によって指名された部会員をもって構成し、互選によって部会長、副部会長を選出する。

- 3 部会長は、専門部会を招集し、会務を処理する。ただし、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、人権施策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年訓令甲第 4 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年訓令甲第 3 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令甲第 5 号)

この規程は、訓令の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年訓令甲第 7 号)

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令甲第 7 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 5 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 8 号)

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令甲第 2 号)

この訓令は、訓令の日から施行する。

6 御所市人権施策協議会条例

1960(昭和 35)年4月1日

条例第8号

(目的)

第 1 条 この条例は、御所市人権施策協議会(以下「協議会」という。)の設置及び組織運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の設置)

第 2 条 市長は、人権問題に関する事項を諮問するため協議会を置く。

(所掌業務)

第 3 条 協議会は、前条の諮問に応ずるほか、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要と認める事項は、市長に意見を申し述べる。

- (1) 市民の人権意識及び生活実態調査に関する事項
- (2) 教育振興施策、雇用促進施策、産業振興施策その他総合的人権施策に関する事項
- (3) 人権問題に関する啓発推進に関する事項
- (4) その他人権問題に関する事項

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権問題に関し識見を有する者
- (3) 自治会役員等の地域住民代表者
- (4) 公共的団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会は、会長が市長と協議の上招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 8 条 協議会に幹事及び書記若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の互選による。
- 3 幹事は、会長の指揮を受け、事務を管理する。
- 4 書記は、市長が職員のうちから任命する。
- 5 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(顧問)

第 9 条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会において推薦し、市長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して、意見を述べるができる。

(委任)

第 10 条 この条例で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 7 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(御所市特別職の職員で非常勤のものの報酬費用弁償に関する条例の一部改正)

2 御所市特別職の職員で非常勤のものの報酬費用弁償に関する条例(昭和 33 年御所市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

第2次御所市人権施策に関する基本計画

～ あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちづくり ～

2026(令和8)年3月

発行：御所市人権施策課(人権センター内)

〒639-2244 奈良県御所市柏原 235 番地

電話：0745-65-2210 ファックス：0745-65-2207
